

学 則 ・ 諸 規 程

1. 埼玉工業大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育

法に基づき、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め、もって人類の平和と福祉に貢献し、かつ、我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

2 本学は、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に学部規程で定め、公表する。

第2章 構成

(組織)

第2条 本学に次の組織を置く。

大学院工学研究科

博士前期課程 機械工学専攻 情報システム専攻 生命環境化学専攻

博士後期課程 機械工学専攻 情報システム専攻 生命環境化学専攻

大学院人間社会研究科

修士課程 情報社会専攻 心理学専攻

工学部

機械工学科 生命環境化学科 情報システム学科

人間社会学部

情報社会学科 心理学科

2 大学院については、埼玉工業大学大学院学則を別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第3条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

工学部

学 科	入学定員	収容定員
機械工学科	120名	480名
生命環境化学科	90名	360名
情報システム学科	150名	600名
計	360名	1,440名

人間社会学部

学 科	入学定員	収容定員
情報社会学科	90名	360名
心理学科	50名	200名
計	140名	560名

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第4条 修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることはできない。

第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、これを次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年の3月31日まで

ただし、必要があるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することがある。

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

三 創立記念日 1月10日

四 春期休業

五 夏期休業

六 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 工学部又は人間社会学部(以下「学部」という。)の各学科における授業科目及び単位数は、埼玉工業大学工学部規程(以下「工学部規程」という。)又は埼玉工業大学人間社会学部規程(以下「人間社会学部規程」という。)の定めるところによる。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 工学部長又は人間社会学部長(以下「学部長」という。)は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第11条 前条に規定する授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与することとし、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修の方法)

第12条 学生は、授業科目を開講する当該学年又は学期の初めに、当該学年又は学期に履修する授業科目を届け出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の授業科目の届出は、原則として、1年を通じて50単位を超えない範囲内において、各学部が定めるものとする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、当該学部長の許可を得て、その上限を超えて履修する授業科目の登録を認めることがある。

3 学生は、届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

4 本条に定めるもののほか、履修に関する事項は、別に定める。

第6章 試験及び成績

(単位の認定)

第13条 各授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、所定の単位を与えるものとする。ただし、第11条第3号の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲において当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生の単位認定)

第17条 学部長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するもの（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第13条の規定を準用する。

(試験)

第18条 試験は、筆記試験、口述試問、論文その他とし、その方法については、各授業科目の担当教員が、これを定める。

(試験の時期)

第19条 試験は、毎学年末又は毎学期末に行う。

2 前項の定期試験のほかに、臨時に試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第20条 追試験及び再試験は、次の各項に掲げる者を対象として、工学部規程又は人間社会学部規程の定めるところにより行うことがある。

2 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した者を対象とする。

3 再試験は、試験の結果、単位を認定されなかった者を対象とする。

(成績)

第21条 試験の成績は、優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

2 学生が、他の大学等における授業科目の履修において修得した成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

第7章 卒業及び学位

(卒業)

第22条 本学の卒業の要件は、4年以上在学し、所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

3 卒業の認定は、当該学部教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行う。

4 所定の学費を滞納している者は、卒業を認定しない。

5 学長は、第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることがある。

(学位記の授与)

第23条 学長は、前条の規定により、卒業を認定された者に対し、学位記を授与する。

(学士の学位の授与)

第24条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位には専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| 一 工学部を卒業した者 | 工学 |
| 二 人間社会学部情報社会学科を卒業した者 | 教養学 |
| 三 人間社会学部心理学科を卒業した者 | 心理学 |

第8章 入学、再入学、転入学、編入学、転学、留学、休学及び退学等

(入学時期)

第25条 入学時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学の資格ある者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第27条 入学志願者は、指定日までに本学所定の入学願書、出身高等学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書に、所定の入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 高等学校卒業業者以外の入学志願者は、本学の指定する入学資格を証明するに足る書類をもって前項の調査書に代えることができる。

（入学試験）

第28条 学長は、入学志願者に対して、入学試験を行い、合格者を決定する。

2 出身高等学校長の推薦する入学志願者に対する入学試験はその一部を省略することができる。

3 外国人留学生又は帰国子女に対する入学試験は、それぞれの状況に応じて行う。

4 本条に定めるもののほか、入学試験に必要な事項は、その都度公示する。

（入学手続）

第29条 試験に合格した者は、指定された期日までに、別に定める入学手続要項に基づく書類を提出し、入学手続を行わなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

（連帯保証人）

第30条 前条の保証書には、連帯保証人1名を定めるものとする。

2 連帯保証人は、父母又はこれに準ずる者とする。

（連帯保証人の責務）

第31条 連帯保証人は、入学を許可された者の誓約の履行に関し、保証書に定める内容を連帯保証する。

（保証人の変更）

第32条 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責務を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

（保証人の異動）

第33条 保証人の住所変更その他異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

（再入学）

第34条 学長は、退学を申し出て許可された者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。ただし、第54条第4号に定める行方不明の場合を除き、懲戒により退学した者又は除籍された者については、この限りでない。

2 再入学者の在学年数は、既に履修した授業科目、単位数及び在学期間等を考慮して、これを定める。

（転入学）

第35条 学長は、他の大学から本学に転入学を志願する者に対して、選考の上、当該他大学において履修した授業科目及び単位数の一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定し、相当の学年に転入学を許可することがある。

2 転入学に関する事項は別に定める。

（編入学）

第36条 学長は、本学に編入学を志願する者に対して、前条の第1項の規定を準用し、選考の上、本学の相当学年に編入学を許可することがある。

2 本学に編入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

一 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

二 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

三 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

四 修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍し、本学の定める単位を修得した者

3 編入学に関する事項は別に定める。

（転学）

第37条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学部及び転学科）

第38条 専攻する学部又は学科の変更を願い出る学生には、別に定めるところによりこれを許可することがある。

（留学）

第39条 外国の大学に留学しようとする者は、別に定めるところにより、学長の許可を受けて留学することができる。

2 留学した期間は、卒業要件としての在学年数に含める。

（休学）

第40条 病気その他やむを得ない事由で、引き続き2か月以上学修できない者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出、休学の許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、健康上、学修することが不相当と認められる者に対して、休学を命ずることがある。

4 休学した期間は、本則第4条に定める在学期間及び第22条に定める卒業要件としての修業年限に定められている期間には算入しない。

5 休学期間は、1年以下とする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き1年以内に限って、休学を許可することがある。

6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

（復学）

第41条 休学者の復学する時期は、毎学期初めとする。ただし、休学の事由が消滅したときは、休学期間を中断して復学することができる。

2 休学者が復学するときは、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（退学）

第42条 病気その他の事由により退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第9章 入学検定料、入学金、学費その他の納付金

（入学検定料）

第43条 本学に入学を志願する者は、別表Ⅰ（納付金）第1項に掲げる入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる事由によっても返還しない。

（入学金）

第44条 入学金は、別表Ⅰ（納付金）第2項に掲げるとおりとする。

2 既納の入学金は、別に定めるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

（学費）

第45条 学費とは、授業料、実験実習費、施設設備費及び卒業研究費のことをいい、その納付額を別表Ⅰ（納付金）第2項に掲げるとおりとする。

2 既納の学費は、別に定めあるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

(学費の納入期日)

第46条 学費は、毎学年の所定の期日までに、その年額を納付しなければならない。

2 学費に含まれる、授業料、実験実習費及び施設設備費（卒業研究費を除く）は、願い出により2期に分納することができる。

3 学費納付に関する詳細については、埼玉工業大学学費納付細則により別に定める。

(休学者の学費)

第47条 本則第40条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を学費に代えて納入しなければならない。

2 休学期間中に休学を中断して復学した場合は、復学した期における所定の学費を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。

3 休学者の在籍料に関する詳細については、「休学者の在籍料に関する細則」により別に定める。

(退学者の学費)

第48条 退学する者は、退学する日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

(転学者の学費)

第49条 転学する者は、転学する前日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

(停学者の学費)

第50条 停学中の学生は、その期間中といえども、授業料その他の学費を納付しなければならない。

(再試験の受験料)

第51条 再試験を受けようとする者は、所定の受験料を納付しなければならない。

第10章 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、学生が次の各号の一に該当すると認めたときは、これを表彰することがある。

- 一 人物・学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者
- 二 善行特に顕著な者
- 三 本学の名声を高める行為があった者

(懲戒)

第53条 学長は、学生が本学の定める諸規定に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、懲戒を行う。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前項に準ずる者で、より軽微な者は、その程度に応じ、停学又は訓告とする。
- 5 懲戒は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

第11章 除籍

(除籍)

第54条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の審議を経て、除籍する。

- 一 正当の事由なく、所定の納付金の納付を怠った者
- 二 正当の事由なく、履修届を提出しない者
- 三 規定の在学年数を越えた者
- 四 死亡又は行方不明の届け出があった者

第12章 職員組織

(職員)

第55条 各学部に次の職員を置く。

学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、

その他の職員

(教育職員の職務)

第56条 教育職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第13章 教授会

(教授会)

第57条 各学部に、教授会を置く。

- 2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学長又は副学長が行う。この場合において、学部長の代行者がいるときは、この限りでない。
- 3 学部長は、教授会構成員の3分の2以上から、議題が提示され要求されたときは、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。
- 4 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 5 議事は、出席した教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の2以上の賛同があったときは、当該事項について、前3項の規定と異なった手続により、議事を行うことができる。

(教授会の構成)

第58条 教授会は、教授をもって構成する。

- 2 教授会は、准教授又は講師を加えることができる。
- 3 教授会は、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(教授会の役割)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び卒業
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第14章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生の授業科目の履修)

第60条 学部長は、第26条に定める入学資格を有する者と同等以上のものから、学部の授業科目の一部を履修する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、科目等履修生として授業科目の履修を許可する。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第61条 学長は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は大学を卒業した者と同等以上のものから、学部において特定の事項について研究する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第62条 科目等履修生又は研究生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

2 科目等履修生及び研究生の納付金は、別表Ⅱに示すとおりとする。

第15章 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 学長は、日本国籍以外の国籍を有する者で、在留資格の「留学」を取得または取得見込みの者（以下「外国人留学生」という。）が、本学に留学を願い出たときは、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第64条 外国人留学生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

第16章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第65条 教育職員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第66条 開設する授業科目、単位数及び履修に関する事項は、各学部規程で定める。

(教職課程登録料)

第67条 教職課程登録料は、別表Ⅰ（納付金）第3項に示すとおりとする。

(免許状の種類)

第68条 第65条及び第66条の所要条件を満たした卒業者が取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

工学部

機械工学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	技術
	高等学校教諭1種免許状	工業
生命環境化学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	理科
	高等学校教諭1種免許状	理科
情報システム学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	数学
	中学校教諭1種免許状	技術
	高等学校教諭1種免許状	数学
	高等学校教諭1種免許状	情報
	高等学校教諭1種免許状	工業

人間社会学部

情報社会学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	社会
	高等学校教諭1種免許状	公民
	高等学校教諭1種免許状	情報
心理学科を卒業した者	高等学校教諭1種免許状	公民

第17章 学則の変更

(学則の変更)

第69条 この学則の変更は、教授会の審議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、昭和51年4月1日から施行する

附則 この学則は、昭和51年11月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和52年10月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和54年12月5日から施行する。
 附則 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和55年7月18日から施行する。
 附則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

ただし、第4条の総定員については本学則にかかわらず次のとおりとする。

	56年	57年	58年	59年
機械工学科	260名	280名	300名	320名
環境工学科	200名	240名	280名	320名
<u>電子工学科</u>	<u>200名</u>	<u>240名</u>	<u>280名</u>	<u>320名</u>
計	660名	760名	860名	960名

4年後本学則数にもどる。

附則 この学則は、昭和56年9月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和60年10月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第4条にかかわらず平成2年度から平成10年度までの入学定員は次のとおりとする。

学科	定員
機械工学科	100 名
環境工学科	100 名
<u>電子工学科</u>	<u>100 名</u>
計	300 名

附則 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
 附則 この学則は、平成3年12月9日から施行する。
 附則 1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第10条・第11条・第18条については、平成4年度以降の入学者に適用し、平成3年度以前の入学者は、なお従前の学則条項によるものとする。

2. 平成4年度から平成11年度までの入学定員は、本学則第4条及び平成2年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成4年度から平成10年度までの入学定員

機械工学科	160 名
環境工学科	160 名
<u>電子工学科</u>	<u>160 名</u>
計	480 名

(2) 平成11年度の入学定員

機械工学科	140 名
環境工学科	140 名
<u>電子工学科</u>	<u>140 名</u>
計	420 名

附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項の別表Ⅰについては、平成8年度以降の入学者に適用し、平成7年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2. 平成11年度の入学定員は、本学則第4条及び平成4年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

機械工学科	160 名
応用化学科	160 名
<u>電子工学科</u>	<u>160 名</u>
計	480 名

3. 第10条第2項の別表Ⅰについては、平成11年度以降の入学者に適用し、平成10年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成12年度から平成15年度の入学定員及び平成12年度から平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	12年度	13年度	14年度	15年度
機械工学科	152 名	144 名	136 名	128 名
応用化学科	152 名	144 名	136 名	128 名
<u>電子工学科</u>	<u>152 名</u>	<u>144 名</u>	<u>136 名</u>	<u>128 名</u>
計	456 名	432 名	408 名	384 名

収容定員

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
機械工学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
応用化学科	632 名	616 名	592 名	560 名	528 名	504 名	488 名
<u>電子工学科</u>	<u>632 名</u>	<u>616 名</u>	<u>592 名</u>	<u>560 名</u>	<u>528 名</u>	<u>504 名</u>	<u>488 名</u>
計	1,896 名	1,848 名	1,776 名	1,680 名	1,584 名	1,512 名	1,464 名

2. 第22条第2項については、平成12年度の入学者から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第68条の理科教員免許状授与にかかる規定については、平成13年度以降の入学者に適用し、平成12年度以前の入学者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程認定の経過措置に該当する場合を除き、従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成14年度から平成16年度の工学部の入学定員及び平成14年度から平成19年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	14年度	15年度	16年度
機械工学科	96 名	88 名	80 名
応用化学科	96 名	88 名	80 名
電子工学科	96 名	88 名	80 名
情報工学科	80 名	80 名	80 名
計	368 名	344 名	320 名

収容定員

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
機械工学科	552 名	480 名	408 名	344 名	328 名	320 名
応用化学科	552 名	480 名	408 名	344 名	328 名	320 名
電子工学科	552 名	480 名	408 名	344 名	328 名	320 名
情報工学科	80 名	160 名	240 名	320 名	320 名	320 名
計	1,736 名	1,600 名	1,464 名	1,352 名	1,304 名	1,280 名

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 第68条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科は、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成20年度から平成22年度の人間社会学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

	20年度	21年度	22年度
情報社会学科	510 名	485 名	480 名
心理学科	340 名	325 名	320 名
計	850 名	810 名	800 名

附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成21年度から平成24年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
機械工学科	260 名	240 名	240 名	240 名
生命環境化学科	240 名	320 名	320 名	320 名
情報システム学科	350 名	460 名	450 名	440 名
ヒューマン・ロボット学科	180 名	240 名	240 名	240 名
応用化学科	80 名			
電子工学科	80 名			
情報工学科	80 名			
計	1,270 名	1,260 名	1,250 名	1,240 名

収容定員

人間社会学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
情報社会学科	475 名	460 名	450 名	440 名
心理学科	325 名	320 名	320 名	320 名
計	800 名	780 名	770 名	760 名

附則 1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成23年度から平成26年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
機械工学科	290 名	340 名	390 名	440 名
生命環境化学科	320 名	320 名	320 名	320 名
情報システム学科	460 名	460 名	470 名	480 名
ヒューマン・ロボット学科	180 名	120 名	60 名	
計	1,250 名	1,240 名	1,240 名	1,240 名

収容定員

人間社会学部

	23年度	24年度	25年度	26年度
情報社会学科	450 名	440 名	440 名	440 名
心理学科	320 名	320 名	320 名	320 名
計	770 名	760 名	760 名	760 名

2. 第22条第1項ただし書きについては、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

3. 第68条の規定については、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部ヒューマン・ロボット学科は、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
 ただし、第3条にかかわらず、平成25年度から平成28年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員				
工学部				
	25年度	26年度	27年度	28年度
機械工学科	390 名	440 名	440 名	440 名
生命環境化学科	340 名	360 名	380 名	400 名
情報システム学科	480 名	500 名	510 名	520 名
ヒューマン・ロボット学科	60 名			
計	1,270 名	1,300 名	1,330 名	1,360 名
収容定員				
人間社会学部				
	25年度	26年度	27年度	28年度
情報社会学科	430 名	420 名	410 名	400 名
心理学科	300 名	280 名	260 名	240 名
計	730 名	700 名	670 名	640 名

附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
 ただし、第3条にかかわらず、平成27年度から平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員				
工学部				
	27年度	28年度	29年度	30年度
機械工学科	445 名	450 名	455 名	460 名
生命環境化学科	390 名	420 名	430 名	440 名
情報システム学科	515 名	530 名	535 名	540 名
計	1,350 名	1,400 名	1,420 名	1,440 名
収容定員				
人間社会学部				
	27年度	28年度	29年度	30年度
情報社会学科	400 名	380 名	370 名	360 名
心理学科	250 名	220 名	210 名	200 名
計	650 名	600 名	580 名	560 名

附則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
 2. 第40条および第47条は、平成30年3月31日在籍者から適用する。

附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、令和元年度から令和4年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	元年度	2 年度 (2020年度)	3 年度 (2021年度)	4 年度 (2022年度)
機械工学科	465 名	470 名	475 名	480 名
生命環境化学科	420 名	400 名	380 名	360 名
情報システム学科	555 名	570 名	585 名	600 名
計	1,440 名	1,440 名	1,440 名	1,440 名

附則 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表Ⅰ（第43条、第44条、第45条、第46条及び第67条関係）

納 付 金

- 入学検定料 金 30,000円
金 15,000円（大学入試センター試験の成績をもとに、入学を志願する者）
金 10,000円（奨学生入学試験を受験する者）

※なお、インターネット出願による手続においては募集要項に定める金額とする。

- 入学金及び学費（平成 3 1 年度以降に入学した学生に適用する。）

[工学部 機械工学科、生命環境化学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	820,000円	年額 3年次、4年次は 850,000円とする。
	(2)実験実習費	150,000円	年額
	(3)施設設備費	320,000円	年額
	(4)卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり 50,000円とする。

[工学部 情報システム学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	820,000円	年額 3年次, 4年次は 850,000円とする。
	(2)実験実習費	150,000円	年額 2年次, 3年次は 200,000円とする。
	(3)施設設備費	320,000円	年額
	(4)卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在學生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入學生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在學生にかかる額と同額とする。

3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の学費の他に卒業研究費を納付しなければならない。

[人間社会学部 情報社会学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	720,000円	年額 3年次, 4年次は 750,000円とする。
	(2)施設設備費	270,000円	年額

[人間社会学部 心理学科]

費 目		金 額	備 考
入 学 金		250,000円	入学時
学 費	(1)授 業 料	720,000円	年額 3年次, 4年次は 750,000円とする。
	(2)実験実習費	50,000円	年額 2年次から適用する。
	(3)施設設備費	270,000円	年額

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在學生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入學生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在學生にかかる額と同額とする。

3. 教職課程登録料

費 目		金 額	備 考
教職課程登録料 (両学部全学科共通)		30,000円	教職課程登録時 (新規登録料)

1. 中学校教諭一種免許状取得の場合、介護等体験の諸費用は別途個人負担とする。
2. 本学卒業生が在籍時に教職課程登録料を納付している場合は教職課程登録料を半額の15,000円とする。
3. 教育実習にかかる費用は別途個人負担とする。
4. 免許教科「技術」の免許状を取得する場合は、教材費として10,000円を別途徴収する。

別表Ⅱ

研究生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 研 究 生

費 目		金 額	備 考
1	入 学 料	30,000円	入 学 時
2	授 業 料	30,000円	月 額

ただし、本学卒業生の場合は、入学科を免除し、授業料は20,000円とする。

科目等履修生納付金

1. 入学検定料 金 10,000円

2. 科目等履修生

費 目		金 額	備 考
1	入 学 料	30,000円	入 学 時
2	授 業 料	20,000円	1 単 位

1. 本学卒業生の場合は、入学科を免除し、1単位あたりの授業料は半額の10,000円とする。

2. 本学大学院に在籍する学生が、研究指導教員の指示により学部授業科目を履修するときは入学検定料・入学科および授業料を免除する。

ただし、教員免許状取得目的の場合、免除の対象は本学の卒業生に限る。

1－1．学長裁定

埼玉工業大学学則第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づき，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

(平成 27 年 3 月 17 日学長裁定)

埼玉工業大学学則第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づき，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 一 学生の身分取扱いに関する事項
- 二 学生の成績評価に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

2. 埼玉工業大学工学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学工学部（以下「工学部」という。）において定めると規定されている事項及び工学部において必要と認める事項について定める。

2 工学部における教育研究上の目的、教育課程、試験、入学及び卒業等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育組織)

第2条 工学部に次の学科を置く。

機械工学科

生命環境化学科

情報システム学科

2 機械工学科に機械工学専攻及びロボット・スマート機械専攻を設ける。

3 生命環境化学科にバイオ・環境科学専攻及び応用化学専攻を設ける。

4 情報システム学科にIT専攻、AI専攻及び電気電子専攻を設ける。

(教育研究上の目的)

第2条の2 工学部は、一般共通科目（一般教養科目及び外国語科目）、共通基礎科目（数学系科目及び理学系科目）、及び機械工学、生命環境化学、情報システム学の各専門分野に関する教育・研究を通して、自ら学び、自ら考える習慣を身につけさせ、人間性が豊かなだけでなく倫理観をも兼ね備え、より良い社会の実現に貢献できる技術者の養成を目的とする。

2 機械工学科は、学生に基礎理論から先端技術までの多くの知識を習得させることによって、自ら考え、新しい分野にも果敢に挑戦できる、応用力豊かな、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

機械工学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 機械工学専攻は、しっかりした基礎に基づいた「ものづくり」教育を通して、創造力を発揮し、専門性を生かした安全で安心な人間らしい社会の創成に貢献できる人材の養成を目的とする。

二 ロボット・スマート機械専攻は、ロボット技術及びスマートエンジニアリングの基礎的、応用的な知識を身に付け、地球環境保護や省エネをめざしたロボットの設計・製作及びIoT技術を通して、効率的で豊かな社会の創成及びものづくりに貢献できる人材の養成を目的とする。

3 生命環境化学科は、化学及び生命科学の知識と技術を身につけ、人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献できる創造性豊かな人材の養成を目的とする。

生命環境化学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 バイオ・環境科学専攻は、21世紀の人類が直面する環境、食料、エネルギー、医療、福祉などの諸問題の解決に必要な「生命科学」および「環境科学」の専門知識と技術を総合的に教授し、バイオ・食品産業、医療、農林水産、環境保全、環境評価、リサイクルなどの幅広い分野で活躍できる実践的な人材の養成を目的とする。

二 応用化学専攻は、高度な「化学」の専門知識と技術を体系的に教授し、新素材、先端材料、ナノテクノロジー、食品、医薬品、エネルギーなどの幅広い分野における急速な技術革新や変革する社会のニーズに対して、「化学」の力で貢献できる創造性豊かで国際性と主体性を併せ持つ人材の養成を目的とする。

4 情報システム学科は、情報システム工学の基礎から応用までの知識を幅広く修得させ、IT（情報技術）社会を支える新しい情報システムの創生を通して、人間性豊かな社会の創造に参加できる人材の養成を目的とする。

情報システム学科の各専攻の目的は、次のとおりとする。

一 IT専攻は、コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェア技術を駆使した幅広い視点からの情報システムの開発を通じて、快適で安全・安心な社会の創生をめざす人材の養成を目的とする。

二 AI専攻は、AIの仕組みを理解し、その設計開発手法を修得し、AIを活用できる、そしてAIを用いた新しいアイデアをビジネスとして創出できる人材の養成を目的とする。

三 電気電子専攻は、先端的なデバイス・材料、回路、通信、デジタル情報技術を活かして柔軟で幅広い展開力から、高度で高信頼な社会システム基盤の確立をめざす人材の養成を目的とする。

第2条の3 工学部の機械工学科、生命環境化学科及び情報システム学科の専門教育課程のほか、基礎教育担当部局として基礎教育センターに工学部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、一般共通科目及び共通基礎科目の教育を通して、人間性豊かな技術者の養成を目的とする学部教育を担うとともに、教職課程の教育も行うことを目的とする。

（学科・部会の長）

第3条 各学科に学科長を、部会に主任（以下総称して「学科長」という。）を置く。

2 学科長は、学部長が学長と協議のうえ、候補者を選出する。

3 学科長は、学科又は部会の事務を処理する。

4 学科長は、学科又は部会会議を招集し、議長となる。

5 学科長の任期は2年とする。ただし、学科長が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。

6 学科長に事故あるときは、当該学科又は部会に属する先任の教授がその事務を代行する。ただし、教授の就任時期が同一のときは、年長者とする。

7 その他学科又は部会において必要な事項は、学科又は部会会議の議を経て、工学部長（以下「学部長」という。）が定める。

（学科長会議）

第4条 学部長のもとに学科長会議を置く。

2 学科長会議は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、学科長会議を招集し、議長となる。

4 学科長会議は、別に定める学科長会議の事務を行う。

（特別委員会）

第5条 学部長のもとに、次の特別委員会を置く。

一 人事委員会

二 自己点検・評価委員会

三 FD委員会

2 特別委員会は、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、学部長は、人事委員会については、教授のうちから、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。また、自己点検・評価委員会及びFD委員会については、教授のうちから、委員長を指名し、その事務を代行させることができる。

4 学部長は、前各号のほか、常置の又は臨時的特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、学部長が定める。

6 特別委員会の規程は別に定める。

（各種委員会）

第6条 工学部教授会（以下「教授会」という。）のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 就職委員会

六 広報委員会

七 情報委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の任務を行うとともに、学部長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 学部長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び人間社会研究科規程又は埼玉工業大学人間社会学部規程に定める委員会と提携して、又は工学部の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の任務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、学部長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各学科又は部会に属する専任教員、及び専任職員のうちから互選された者をもって

構成する。

- 6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。
- 7 学部長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。
- 8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、学部長が定める。
- 9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されることを原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。

(任命権者)

第7条 第3条、第5条及び第6条にかかわる任命は、次の各号のとおりとする。

- 一 学科長については、学部長、学長の推薦に基づき、理事長が行う。
- 二 特別委員会及び各種委員会の委員長、副委員長及び委員については、学部長が行う。

(任期の特例)

第8条 学科長並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学期等)

第9条 学部長が必要と認めるときは、学則第6条ただし書きに基づき、前期及び後期の期間を変更することができる。

(授業期間及び休業日の特例)

第10条 学部長は、学則第7条に掲げる授業期間を変更し、又は同第8条第3項に掲げる臨時の休業日を設け、若しくは休業日に授業を行うときは、教授会の審議を経て、定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、工学部学生便覧に明示する。

(教育課程)

第11条 各学科の授業科目及びその単位は、別表Ⅱの定めるところによる。

2 各学科の授業科目の内容及び履修方法については、教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(履修方法)

第12条 学生は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

2 履修登録が可能な単位数の上限は、年間49単位とする。ただし、自由単位の科目及び教職課程の科目の単位は含めない。

(教育方法の特例)

第13条 学則第10条第2項に定める教育方法の特例については、教授会の審議を経て、学部長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第14条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は実験報告書等により成績の評価を行う。

2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。

3 生命環境化学科、情報システム学科においては、前項の優の成績表示を、Aのほかに90点以上をSとして表示を行うことができる。

4 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、学部長が指名する教員が行う。

(追試験)

第15条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、学部長に追試験を願い出ることができる。

2 学部長は、前項の願い出があったときは、教授会の審議を経て、追試験を行うものとする。

(再試験)

第16条 学生は、定期試験において、単位認定に必要な評価点に達しなかった科目について、学部長に再試験を願い出ることができる。

(卒業の要件)

第17条 工学部の卒業の要件は、4年以上在学し、所定の授業科目のうちから124単位以上を修得することと

する。

2 卒業の認定は、教授会の審議を経て、学長が行う。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の審議を経て、その卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることがある。

4 前項に定める早期卒業の認定の基準は、別表Ⅲのとおりとする。ただし、国公立大学の大学院に入学を許可された者は、教授会の審議を経て、早期卒業を認めることがある。

5 所定の学費を滞納している者は、卒業を認定しない。

（入学志願）

第18条 入学志願者は、学則第27条に基づく書類を提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第19条 入学志願者の選考は、学則第28条の定めるところにより、学長が行う。

（再入学）

第20条 学長は、学則第34条の規定により、退学を願い出て許可された者又は同第54条第4号の行方不明の規定により除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願したときは、再入学を許可することができる。

2 再入学者は、退学前に所属した学科に所属するものとする。

3 再入学を許可された者は、退学を許可された学年に再入学するものとする。ただし、進級判定に合格した者が年度末に退学を許可されたときは、この限りでない。

4 再入学者の在学期間は、学部において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

5 再入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

（転入学）

第21条 学長は、学則第35条の規定により、他の大学から本学に転入学を志願した者に対しては、選考の上、転入学を許可することができる。

2 転入学を許可された者の転入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

3 転入学者の在学期間は、他大学において既に在籍した期間と合わせて8年を超えることができない。

4 転入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

（編入学）

第22条 学長は、学則第36条の規定により、本学に編入学を志願した者に対しては、選考の上、編入学を許可することができる。

2 編入学を許可された者の編入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

3 編入学者の在学期間は、2年次編入者は6年、3年次編入者は4年を超えることができない。

4 編入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

（転学）

第23条 学長は、他の大学へ転学を願い出た者に対しては、学則第37条の規定により、退学を許可することができる。

（転学部及び転学科）

第24条 学部長は、学則第38条の規定により、転学部又は転学科を願い出た者に対しては、教育上支障のない限りにおいて、願い出のあった学科において選考の上、教授会の審議を経て、転学部又は転学科を許可することができる。

（留学）

第25条 学則第39条の規定は、留学のために休学することを妨げない。ただし、休学の期間は、学則第40条の定めるところによる。

2 学則第39条第1項の規定にかかわらず、学部長が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の

大学において授業科目を履修し修得した単位を、工学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、学則第14条の定めるところによる。

(休学)

第26条 学長は、学則第40条の規定により、休学を願い出た者に対しては、これを許可する。

(復学)

第27条 学長は、学則第41条の規定により、復学を願い出た者に対しては、これを許可する。

(退学)

第28条 学長は、学則第42条の規定により、退学を願い出た者に対しては、これを許可する。

(科目等履修生)

第29条 学部長は、学則第60条の規定により、科目等履修生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の審議を経て、授業科目の履修を許可することができる。

(研究生)

第30条 学長は、学則第61条の規定により、研究生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の審議を経て、入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第31条 学長は、学則第63条の規定により、外国人留学生として入学を志願した者に対しては、選考の上、許可することができる。

(教職課程授業科目)

第32条 教職課程の授業科目及びその単位については、別表Ⅳの定めるところによる。ただし、授業科目の内容及び履修方法については、教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(工学部規程の変更)

第33条 この規程の変更は、教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

附則 1. この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

2. 第17条第2項及び第3項については、平成12年度入学者から適用する。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年7月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

工学部規程の別表

別表Ⅱ

2021年度以降の入学者に適用
機械工学科(機械工学専攻)授業科目表

区分	必選	授業科目	単位	区分	必選	授業科目	単位	
一般 共通 科目	一般 教養 科目	社会学	2	機 械 工 学 専 門 科 目	◎	コンピュータ・プログラミング	2	
		国際関係論	2		◎	工業力学及び演習	2	
		歴史	2		◎	金属加工実習	1	
		中国の言語と文化	2		◎	機械工学実習	1	
		ドイツの言語と文化	2		◎	材料力学及び演習Ⅰ	2	
		フランスの言語と文化	2		◎	熱力学及び演習Ⅰ	2	
		教育と社会	2		◎	流体力学及び演習Ⅰ	2	
		ポアンテアの研究	2		◎	CAD基礎製図	2	
		体育実技Ⅰ	1		◎	機械力学及び演習Ⅰ	2	
		体育実技Ⅱ	1		◎	工学実験Ⅰ	1	
		経済学	2		◎	制御工学及び演習Ⅰ	2	
		スポーツ文化論	2		◎	設計製図Ⅰ	2	
		日本国憲法	2		◎	工学プロジェクト	2	
		心理学	2		◎	工学実験Ⅱ	1	
		哲学	2		◎	特別ゼミ	※4 2	
		思想と宗教	2		◎	卒業研究Ⅰ	4	
		経営学	2		◎	卒業研究Ⅱ	4	
		科学技術史	2		◎	機械工学概論	2	
		仏教精神Ⅰ	2		◎	機械材料	2	
		仏教精神Ⅱ	2		◎	機械工作法	2	
	計(20科目)		38		◎	機械設計法及び演習	2	
	外国 語 科目	◎ 日本事情Ⅰ	※1 2		◎	材料力学及び演習Ⅱ	2	
		◎ 日本事情Ⅱ	※1 2		◎	熱力学及び演習Ⅱ	2	
		◎ 日本語Ⅰ	※1 2		◎	流体力学及び演習Ⅱ	2	
		◎ 日本語Ⅱ	※1 2		◎	機構学	2	
		計(4科目)			8	◎	計測工学	2
		計(24科目)			46	◎	スマートエネルギー	2
	キャリア・ デザイン 科目	◎ 英語Ⅰ	1		◎	伝熱工学	2	
		◎ 発展英語Ⅰ	1		◎	機械力学及び演習Ⅱ	2	
		◎ 英語Ⅱ	1		◎	制御工学及び演習Ⅱ	2	
		◎ 発展英語Ⅱ	1		◎	設計製図Ⅱ	2	
		◎ 英語Ⅲ	1		◎	職業指導Ⅰ	2	
		◎ 発展英語Ⅲ	1		◎	航空宇宙工学概論	2	
		◎ 英語Ⅳ	1		◎	職業指導Ⅱ	2	
		◎ 発展英語Ⅳ	1		◎	工業概論	※3 2	
		計(8科目)			8	◎	情報工学	2
		◎ キャリア・デザインⅠ	2		◎	木材加工	※2 2	
	数学 系 科目	◎ キャリア・デザイン入門	2		◎	自動車工学概論	2	
		◎ キャリア・デザインⅡ	1		◎	知能化工作機械	2	
		◎ キャリア・デザインⅢ	1		◎	シミュレーション基礎	2	
◎ プレゼンテーション技法		2	◎		精密加工工学	2		
◎ 異文化コミュニケーション(海外研修)		2	◎		メカトロニクス	2		
△ インターンシップⅠ		2	◎		内燃機関	2		
△ インターンシップⅡ		2	◎		電子工作実習	2		
△ TOEIC初級Ⅰ		1	◎		環境工学	2		
△ TOEIC初級Ⅱ		1	◎		工学倫理	2		
△ TOEIC中級Ⅰ		1	◎		工業法規	2		
計(12科目)		18	△		IoTデバイス	2		
計(44科目)		72	△		スマートマニファクチャリング	2		
数学 系 科目	◎ 基礎線形代数	2	△		空気力学	2		
	◎ 基礎線形代数演習	2	△		シミュレーション応用	2		
	◎ 微分学	2	△		塑性加工	2		
	◎ 微分学演習	2	△		流体機械	2		
	◎ 応用線形代数	2	△		ロボット工学	2		
	◎ 応用線形代数演習	2	△		交通機械	2		
	◎ 積分学	2	△		基礎数学演習	2		
	◎ 積分学演習	2	△		基礎物理演習	2		
	◎ 微分方程式	2	△		情報処理特講	2		
	◎ データサイエンス	2	△		合計(58科目)	116		
計(44科目)		72						
基礎 科目	理 学 系 科目	◎ 基礎物理実験	2	(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。				
		◎ 物理学Ⅰ	2	(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。				
		◎ 物理学Ⅱ	2	(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。				
		◎ 物理学演習Ⅰ	2	(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。				
		◎ 物理学演習Ⅱ	2	(注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。				
		◎ 化学Ⅰ	2	(注記6) ※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。				
		◎ 栽培	※2 2	(注記7) 共通基礎科目選択必修科目の内、計14単位修得を必修とする。				
		◎ 化学Ⅱ	2	(注記8) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。				
		◎ 地球科学	2	(注記9) 機械工学専門科目選択必修科目の内、計12単位修得を必修とする。				
		◎ 電磁気学	2					
◎ 生物学	2							
◎ 量子力学	2							
計(12科目)		24						
情報 系 科目	◎ ICT概論	2						
	◎ ICTリテラシー	2						
	◎ 人工知能入門	2						
計(3科目)		6						
計(27科目)		54						

別表Ⅱ

2021年度以降の入学者に適用
機械工学科(ロボット・スマート機械専攻)授業科目表

区分	必修	授業科目	単位	区分	必修	授業科目	単位		
一般 共通 科目	一般 教養 科目	社会学	2	機 械 工 学 専 攻 科 目	◎	コンピュータ・プログラミング	2		
		国際関係論	2		◎	工業力学及び演習	2		
		歴史	2		◎	金属加工実習	1		
		中国の言語と文化	2		◎	機械工学実習	1		
		ドイツの言語と文化	2		◎	材料力学及び演習Ⅰ	2		
		フランスの言語と文化	2		◎	熱力学及び演習Ⅰ	2		
		教育と社会	2		◎	流体力学及び演習Ⅰ	2		
		ポアンテアの研究	2		◎	CAD基礎製図	2		
		体育実技Ⅰ	1		◎	機械力学及び演習Ⅰ	2		
		体育実技Ⅱ	1		◎	工学実験Ⅰ	1		
		経済学	2		◎	制御工学及び演習Ⅰ	2		
		スポーツ文化論	2		◎	設計製図Ⅰ	2		
		日本国憲法	2		◎	工学プロジェクト	2		
		心理学	2		◎	工学実験Ⅱ	1		
		哲学	2		◎	特別ゼミ	※4 2		
		思想と宗教	2		◎	卒業研究Ⅰ	4		
		経営学	2		◎	卒業研究Ⅱ	4		
		科学技術史	2		◎	機械工学概論	2		
		仏教精神Ⅰ	2		◎	ロボット・スマート機械概論	2		
		仏教精神Ⅱ	2		◎	知能機械製作	2		
		計(20科目)			38	◎	ロボット製作	2	
	外国 語 科目	◎	日本語Ⅰ		※1 2	◎	Cプログラミング及び演習Ⅰ	1	
		◎	日本語Ⅱ		※1 2	◎	Cプログラミング及び演習Ⅱ	1	
		◎	日本語Ⅲ		※1 2	◎	機構学	2	
		◎	日本語Ⅳ		※1 2	◎	計測工学	2	
	計(4科目)				8	◎	知能化工作機械	2	
	計(24科目)				46	◎	スマートエネルギー	2	
	キ ャ リ ア ・ デ ザ イ ン 科目	◎	英語Ⅰ		1	◎	メカトロニクス	2	
		◎	発展英語Ⅰ		1	◎	IoTデバイス	2	
		◎	英語Ⅱ		1	◎	スマートマニピュレータ	2	
		◎	発展英語Ⅱ		1	◎	設計製図Ⅱ	2	
		◎	英語Ⅲ		1	◎	ロボット工学	2	
		◎	発展英語Ⅲ		1	◎	機械力学及び演習Ⅱ	2	
		◎	英語Ⅳ		1	◎	制御工学及び演習Ⅱ	2	
		◎	発展英語Ⅳ		1	◎	職業指導Ⅰ	2	
		計(8科目)			8	◎	職業指導Ⅱ	2	
		◎	キャリア・デザインⅠ		2	◎	工業概論	※3 2	
		◎	キャリア・デザイン入門		2	◎	機械工作法	2	
		◎	キャリア・デザインⅡ		1	◎	情報工学	2	
		◎	キャリア・デザインⅢ		1	◎	木材加工	※2 2	
◎		プレゼンテーション技法	2	◎	機械設計法及び演習	2			
◎		異文化コミュニケーション(海外研修)	2	◎	材料力学及び演習Ⅱ	2			
△	インターンシップⅠ	2	◎	熱力学及び演習Ⅱ	2				
△	インターンシップⅡ	2	◎	流体力学及び演習Ⅱ	2				
△	TOEIC初級Ⅰ	1	◎	スマートマシン	2				
△	TOEIC初級Ⅱ	1	◎	シミュレーション基礎	2				
△	TOEIC中級Ⅰ	1	◎	電子工作実習	2				
△	TOEIC中級Ⅱ	1	◎	環境工学	2				
計(12科目)			18	◎	工学倫理	2			
計(44科目)			72	◎	工業法規	2			
数 学 系 科 目	◎	基礎線形代数	2	◎	伝熱工学	2			
	◎	基礎線形代数演習	2	◎	シミュレーション応用	2			
	◎	微分学	2	◎	交通機械	2			
	◎	微分学演習	2	△	基礎数学演習	2			
	◎	応用線形代数	2	△	基礎物理演習	2			
	◎	応用線形代数演習	2	△	情報処理特講	2			
	◎	積分学	2	△	合計(57科目)	112			
	◎	積分学演習	2						
	◎	微分方程式	2						
	◎	データサイエンス	2						
	◎	複素関数論	2						
	◎	ベクトル解析	2						
	計(12科目)			24					
	理 学 系 科 目	◎	基礎物理実験	2	(注記1)	必修欄の◎印は、必修科目を示す。			
		◎	物理学Ⅰ	2	(注記2)	必修欄の○印は、選択必修科目を示す。			
		◎	物理学Ⅱ	2	(注記3)	必修欄の△印は、自由単位の科目を示す。			
		◎	物理学演習Ⅰ	2	(注記4)	※1は、留学生の履修科目を示す。			
		◎	物理学演習Ⅱ	2	(注記5)	※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。			
		◎	化学Ⅰ	2	(注記6)	※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。			
		◎	栽培	※2 2	(注記7)	共通基礎科目選択必修科目の内、計14単位修得を必修とする。			
		◎	化学Ⅱ	2	(注記8)	※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。			
		◎	地球科学	2	(注記9)	機械工学専門科目選択必修科目の内、計12単位修得を必修とする。			
		◎	電磁気学	2					
		◎	生物学	2					
		◎	量子力学	2					
	計(12科目)			24					
	情 報 系 科 目	◎	ICT概論	2					
◎		ICTリテラシー	2						
◎		人工知能入門	2						
計(3科目)			6						
計(27科目)			54						

- (注記1) 必修欄の◎印は、必修科目を示す。
(注記2) 必修欄の○印は、選択必修科目を示す。
(注記3) 必修欄の△印は、自由単位の科目を示す。
(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。
(注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
(注記6) ※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。
(注記7) 共通基礎科目選択必修科目の内、計14単位修得を必修とする。
(注記8) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。
(注記9) 機械工学専門科目選択必修科目の内、計12単位修得を必修とする。

2021年度以降の入学者に適用
生命環境化学学科（バイオ・環境科学専攻）授業科目表

区分	必須	授業科目	単位
一般共通科目		思想と宗教	2
		哲学	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		中国の言語と文化	2
		ドイツの言語と文化	2
		フランスの言語と文化	2
		教育と社会	2
		ポランディアの研究	2
		仏教精神Ⅰ	2
		仏教精神Ⅱ	2
		スポーツ文化論	2
		心理学	2
		日本国憲法	2
		経済学	2
		経営学	2
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		計（19科目）	36
		日本事情Ⅰ ※1	2
		日本事情Ⅱ ※1	2
		日本語Ⅰ ※1	2
		日本語Ⅱ ※1	2
		計（4科目）	8
		計（23科目）	44
	◎	英語Ⅰ	1
	◎	英語Ⅱ	1
	◎	英語Ⅲ	1
	◎	英語Ⅳ	1
	◎	発展英語Ⅰ	1
	◎	発展英語Ⅱ	1
	◎	発展英語Ⅲ	1
	◎	発展英語Ⅳ	1
		計（8科目）	8
	◎	キャリア・デザインⅠ	2
	◎	キャリア・デザインⅡ	2
	◎	キャリア・デザインⅢ	2
	◎	キャリア・デザインⅣ ※3	2
		異文化コミュニケーション(海外研修)	2
		情報処理	2
		TOEIC初級Ⅰ	1
		TOEIC初級Ⅱ	1
		TOEIC中級Ⅰ	1
		TOEIC中級Ⅱ	1
		インターンシップ	2
		計（11科目）	18
		合 計（42科目）	70
共通基礎科目	数学系科目	基礎数学	2
		線形代数	2
		微分学	2
		積分学	2
		確率統計学	2
		微分方程式	2
		計（6科目）	12
	◎	基礎化学実験	2
	◎	基礎化学	2
	◎	展開化学	2
	◎	基礎物理実験	2
	◎	生物学実験	2
	◎	基礎科学計算	2
	◎	生活の科学 ※2	2
	◎	生命の科学 ※2	2
	◎	環境の科学 ※2	2
	◎	基礎生物学	2
		生物学	2
		物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
		地学	2
		地学実験	2
		地球科学	2
		計（16科目）	32
		ICT概論	2
		ICTリテラシー	2
		人工知能入門	2
		計（3科目）	6
		合 計（25科目）	50

区分	必須	授業科目	単位
生命環境化学専門科目		生命環境化学特論	2
	◎	コンピュータ・プログラミング	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学ゼミ	2
	◎	卒業研究Ⅰ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅱ ※3	4
		生命環境科学	2
	○	分析化学	2
		機器分析	2
		安全工学	2
	△	生命環境化学特別演習	2
		計（14科目）	30
	○	生化学Ⅰ	2
	○	生化学Ⅱ	2
	○	生化学Ⅲ	2
	○	タンパク質科学	2
		食品科学	2
	○	免疫学	2
	○	細胞生物学	2
	○	バイオテクノロジー	2
		生体機能学	2
		神経生物学	2
		微生物・ウイルス学	2
		植物生理学	2
	○	環境計測Ⅰ	2
	○	環境計測Ⅱ	2
	○	環境計量Ⅰ	2
	○	環境計量Ⅱ	2
	○	環境化学	2
	○	資源エネルギー化学	2
	○	環境関係法規	2
	○	環境分析	2
		計（20科目）	40
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅲ	2
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅲ	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅲ	2
		化学工学	2
		電気化学	2
		コンピュータ化学	2
		無機材料化学	2
		有機材料化学	2
		高分子化学	2
		計（15科目）	30
		合 計（49科目）	100

(注記1) 必須欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必須欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必須欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位の修得を必修とする。

(注記6) 早期卒業見込み者は、キャリア・デザインⅣ(※3)、卒業研究Ⅰ(※3)及び卒業研究Ⅱ(※3)を3学年の必修とする。

(注記7) バイオ・環境科学専攻の学生は、分析化学2単位およびバイオ・環境科学系の選択必修28単位のうち12単位の修得を必修とする。

2021年度以降の入学者に適用
生命環境化学科（応用化学専攻）授業科目表

区分	必須	授業科目	単位
一般共通科目		思想と宗教	2
		哲学	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		中国の言語と文化	2
		ドイツの言語と文化	2
		フランスの言語と文化	2
		教育と社会	2
		ボランティアの研究	2
		仏教精神Ⅰ	2
		仏教精神Ⅱ	2
		スポーツ文化論	2
		心理学	2
		日本国憲法	2
		経済学	2
		経営学	2
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		計（19科目）	36
		日本事情Ⅰ ※1	2
		日本事情Ⅱ ※1	2
		日本語Ⅰ ※1	2
		日本語Ⅱ ※1	2
		計（4科目）	8
外国語科目		計（23科目）	44
	◎	英語Ⅰ	1
	◎	英語Ⅱ	1
	◎	英語Ⅲ	1
	◎	英語Ⅳ	1
	◎	発展英語Ⅰ	1
	◎	発展英語Ⅱ	1
	◎	発展英語Ⅲ	1
	◎	発展英語Ⅳ	1
		計（8科目）	8
	◎	キャリア・デザインⅠ	2
	◎	キャリア・デザインⅡ	2
	◎	キャリア・デザインⅢ	2
	◎	キャリア・デザインⅣ ※3	2
		異文化コミュニケーション(海外研修)	2
		情報処理	2
		TOEIC初級Ⅰ	1
		TOEIC初級Ⅱ	1
		TOEIC中級Ⅰ	1
		TOEIC中級Ⅱ	1
		インターンシップ	2
		計（11科目）	18
		合 計（42科目）	70
共通基礎科目		基礎数学	2
		線形代数	2
		微分学	2
		積分学	2
		確率統計学	2
		微分方程式	2
		計（6科目）	12
	◎	基礎化学実験	2
	◎	基礎化学	2
	◎	展開化学	2
	◎	基礎物理実験	2
	◎	生物学実験	2
	◎	基礎科学計算	2
	◎	生活の科学 ※2	2
	◎	生命の科学 ※2	2
	◎	環境の科学 ※2	2
	◎	生物学	2
		物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
		地学	2
		地学実験	2
		地球科学	2
		計（16科目）	32
		ICT概論	2
		ICTリテラシー	2
		人工知能入門	2
		計（3科目）	6
		合 計（25科目）	50

区分	必須	授業科目	単位
生命環境化学専門科目	◎	生命環境化学特論	2
	◎	コンピュータ・プログラミング	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学ゼミ	2
	◎	卒業研究Ⅰ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅱ ※3	4
	◎	生命環境科学	2
	○	分析化学 ※4	2
		機器分析	2
		安全工学	2
	△	生命環境化学特別演習	2
		計（14科目）	30
		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		生化学Ⅲ	2
		タンパク質科学	2
		食品科学	2
		免疫学	2
		細胞生物学	2
		バイオテクノロジー	2
		生体機能学	2
		神経生物学	2
		微生物・ウイルス学	2
		植物生理学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2
		環境化学	2
		資源エネルギー化学	2
		環境関係法規	2
		環境分析	2
応用化学系科目		計（20科目）	40
	○	有機化学Ⅰ ※4	2
	○	有機化学Ⅱ	2
	○	有機化学Ⅲ	2
	○	物理化学Ⅰ ※4	2
	○	物理化学Ⅱ	2
	○	物理化学Ⅲ	2
	○	無機化学Ⅰ ※4	2
	○	無機化学Ⅱ	2
	○	無機化学Ⅲ	2
	○	化学工学 ※4	2
	○	電気化学	2
	○	コンピュータ化学	2
	○	無機材料化学	2
	○	有機材料化学	2
	○	高分子化学	2
		計（15科目）	30
		合 計（49科目）	100

(注記1) 必須欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必須欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必須欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位の修得を必修とする。

(注記6) 早期卒業見込み者は、キャリア・デザインⅣ(※3)、卒業研究Ⅰ(※3)及び卒業研究Ⅱ(※3)を3学年の必修とする。

(注記7) 応用化学専攻の学生は、※4の選択必修10単位から4単位の取得を必修とし、かつ、専門科目の選択必修30単位のうち、※4の4単位を含む12単位の修得を必修とする。

別表Ⅱ

2021年度以降の入学者に適用
情報システム学科（IT専攻，AI専攻，電気電子専攻）授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般 教養 科目	○	社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		中国の言語と文化	2
		ドイツの言語と文化	2
		フランスの言語と文化	2
		教育と社会	2
		ポランディアの研究	2
		スポーツ文化論	2
		日本国憲法	2
		思想と宗教	2
		心理学	2
		哲学	2
		経済学	2
		経営学	2
		科学技術史	2
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		仏教精神Ⅰ	2
		仏教精神Ⅱ	2
	計（20科目）		38
	△	日本事情Ⅰ ※1	2
		日本事情Ⅱ ※1	2
		日本語Ⅰ ※1	2
		日本語Ⅱ ※1	2
	計（4科目）		8
	計（24科目）		46
外国 語 科目	◎	英語Ⅰ	1
	◎	英語Ⅱ	1
		英語Ⅲ	1
		英語Ⅳ	1
	◎	発展英語Ⅰ	1
	◎	発展英語Ⅱ	1
	◎	発展英語Ⅲ	1
	◎	発展英語Ⅳ	1
	計（8科目）		8
	◎	キャリア・デザインⅠ	2
		キャリア・デザインⅡ	2
		情報と職業	2
		電気技術特講Ⅰ	2
		電気技術特講Ⅱ	2
		情報処理特講Ⅰ	2
		情報処理特講Ⅱ	2
		インターンシップⅠ	2
		インターンシップⅡ	2
		異文化コミュニケーション（海外研修）	2
キャリア・ デザイン 科目	△	TOEIC初級Ⅰ	1
	△	TOEIC初級Ⅱ	1
	△	TOEIC中級Ⅰ	1
	△	TOEIC中級Ⅱ	1
	計（14科目）		24
	計（46科目）		78

区分	必選	授業科目	単位
共通基 礎科目	数 学	○ 基礎数学および演習Ⅰ	2
		○ 基礎数学および演習Ⅱ	2
		○ 微積分および演習Ⅰ	2
		○ 微積分および演習Ⅱ	2
		○ 微積分およびコンピュータ演習	2
	系 科 目	線形代数および演習Ⅰ	2
		線形代数および演習Ⅱ	2
		線形代数およびコンピュータ演習	2
		統計処理Ⅰ	2
		統計処理Ⅱ	2
	目	電気数学	2
		数理解析	2
		複素関数論	2
		ベクトル解析	2
		微分方程式	2
	計（15科目）		
理 学 系 科 目	理 学 系 科 目	物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
		工業力学	2
		化学Ⅰ	2
		化学Ⅱ	2
		地球科学	2
		地球と環境	2
		基礎生物学	2
		生物学	2
		地学	2
栽培	※2	2	
量子力学	2		
計（12科目）			24
選択科目		人工知能入門	2
		ICTリテラシー	2
		計（2科目）	4
合 計（29科目）			58

（注記1）必選欄の◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。

（注記2）必選欄の△印は，自由単位の科目を示す。

（注記3）※1は，留学生の履修科目を示す。

（注記4）※2は，中学校教諭1種免許（技術）取得希望者のみ履修可能。

（注記5）※3は，高等学校教諭1種免許（工業）取得希望者のみ履修可能。

（注記6）※4は，早期卒業見込者の履修科目を示す。

区分	必選	授業科目	単位
情報システム専攻	◎全	情報システム概論Ⅰ	2
	◎全	情報システム概論Ⅱ	2
	◎全	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎全	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎全	プログラミング入門	2
	◎全	情報システム実習	2
	◎全	情報システムゼミ	2
	◎全	特別情報システム実験 ※4	2
	◎全	特別情報システムゼミ ※4	2
	◎全	卒業研究Ⅰ	4
	◎全	卒業研究Ⅱ	4
	◎IT	プログラミング言語Ⅰ	2
	◎IT	プログラミング演習Ⅰ	2
	◎IT	プログラミング言語Ⅱ	2
	◎IT	プログラミング演習Ⅱ	2
	◎IT	応用プログラミング言語	2
	◎IT	応用プログラミング演習	2
	◎IT, ◎AI	情報工学実験Ⅰ	2
	◎IT, ◎AI	情報工学実験Ⅱ	2
	◎IT, ◎AI	情報工学実験Ⅲ	2
	◎AI	AIプログラミング言語Ⅰ	2
	◎AI	AIプログラミング演習Ⅰ	2
	◎AI	AIプログラミング言語Ⅱ	2
	◎AI	AIプログラミング演習Ⅱ	2
	◎AI	応用AIプログラミング言語	2
	◎AI	応用AIプログラミング演習	2
	◎電	電気回路Ⅰ	2
	◎電	電気回路演習Ⅰ	2
	◎電	電磁気Ⅰ	2
	◎電	電磁気学演習Ⅰ	2
	◎電	電子回路Ⅰ	2
	◎電	電子回路演習	2
	◎電	電気電子基礎実験	2
	◎電	電気電子専門実験Ⅰ	2
	◎電	電気電子専門実験Ⅱ	2
	◎電	AI・モビリティ	2
専門科目		機械学習Ⅰ	2
		機械学習Ⅱ	2
		深層学習Ⅰ	2
		深層学習Ⅱ	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ネットワーク概論	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
		暗号の代数学	2
		離散数学	2
		数値計算法	2
		材料科学概論	2
		ソフトウェア設計	2
		データベース	2
		情報とエネルギー	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		ネットワーク構築と管理	2
		計測工学	2
		システム工学	2
		シミュレーション工学	2
		制御工学	2
		メカトロニクス	2
		知能ロボット	2
		デジタル回路	2
		データ通信	2
		伝送システム理論	2
		電子回路Ⅱ	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		デジタル信号処理	2
		知的財産権	2
		金属加工実習 ※2・※3	1
		機械工学実習 ※2・※3	1
		木材加工 ※2	2

区分	必選	授業科目	単位
情報システム専攻		職業指導Ⅰ	2
		職業指導Ⅱ	2
		回路概論	2
		視覚の幾何学	2
		オペレーティングシステム	2
		分散処理システム	2
		画像工学	2
		CAD/CAM	2
		電気機器学	2
		電気材料	2
		電磁波工学	2
		MATLABプログラミング	2
		生体信号処理	2
		情報セキュリティ概論	2
		コンピュータビジョン	2
		半導体工学	2
		情報・符号理論	2
		コンピュータグラフィックスと可視化	2
		フィジカルコンピューティング	2
		ネットワークコンピューティング	2
		電気法規および電気施設管理	2
		発変電工学	2
		送配電工学	2
		高電圧・放電工学	2
		電気電子設計製図	2
		パワーエレクトロニクス	2
		工業概論	2
		機械工学概論 ※3	2
		合 計 (101科目)	204

(注記1) 必選欄の◎印は必修科目、○印は選択必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記3) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記4) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。また金属加工実習、機械工学実習について連続受講不可

(注記5) ※3は、高等学校教諭1種免許(工業)取得希望者のみ履修可能。また金属加工実習、機械工学実習について連続受講不可

(注記6) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

専門科目区分の◎全印は、IT専攻, AI専攻, 電気電子専攻の全専攻において必修科目を示す。

◎IT印は、IT専攻でのみ必修科目、

他専攻では選択科目を示す。

◎AI印は、AI専攻でのみ必修科目、

他専攻では選択科目を示す。

◎電印は、電気電子専攻でのみ必修科目、

他専攻では選択科目を示す。

早期卒業の認定基準

【機械工学科】

3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。

- 1) 3年次前期末までに100単位以上を修得すること。
- 2) 3年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で、特別ゼミを履修し、「優」評価を取得すること。
- 3) 3年次後期末までに、一般共通必修科目12単位、一般共通選択科目18単位以上、共通基礎必修科目10単位、共通基礎選択必修科目14単位以上、共通基礎選択必修科目と共通基礎選択科目から18単位以上、専門必修科目26単位、専門選択必修科目22単位以上、専門選択必修科目と専門選択科目から40単位以上を修得すること。
- 4) 3年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
- 5) 3年次後期末までの専門選択必修科目の22単位以上で「優」評価を取得すること。
- 6) 3年次後期末までの選択必修科目と選択科目のうち、34単位以上で「優」評価を取得すること。

【生命環境化学科】

3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件すべてを満たすこと。

- 1) 3年次前期末までに自由単位を除き、100単位以上を修得すること。
- 2) 3年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
- 3) 3年次前期末までに自由単位を除き、共通基礎科目の選択必修科目4単位と専門科目の選択必修科目8単位を含む選択必修科目と選択科目合わせて60単位以上で「優」評価を取得すること。
以上1)～3)の要件をすべて満たした時に、3年次後期に「キャリア・デザインⅣ」、「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」を受講することができる。
- 4) 3年次後期のすべての必修科目で「優」評価を取得し、かつ3年次後期末までに選択必修科目と選択科目合わせて70単位以上で「優」評価を取得すること。

【情報システム学科】

3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。

- 1) 3年次前期末までの必修科目38単位と選択必修4単位の計42単位について、すべて「優」の評価を取得すること。
- 2) 1)の条件を満たしたときは、3年次後期に「特別情報システム実験」と「特別情報システムゼミ」を履修し、「優」の評価を取得すること。
- 3) 3年次後期末までの選択科目48単位以上で「優」の評価を取得すること。
- 4) 3年次後期末までに、専門科目の必修科目36単位、専門科目の選択科目40単位以上を取得すること。なお、専門科目の必修科目36単位とは、通常の卒業要件である40単位から、卒業研究Ⅰ(4単位)と卒業研究Ⅱ(4単位)を減じ、特別情報システム実験(2単位)と特別情報システムゼミ(2単位)を追加した単位数のことである。

別表Ⅳ

教職課程授業科目表【２０２１年度の入学者に適用】

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・機械工学科 中学校教諭１種免許状（技術）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状取得のための必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	木材加工(製図及び実習を含む。)	必修	木材加工	2
		必修	金属加工実習	1
	機械(実習を含む。)	必修	機械工学実習	1
		必修	工学実験Ⅰ	1
		必修	工学実験Ⅱ	1
		必修	CAD基礎製図	2
		必修	機械力学及び演習Ⅰ	2
		必修	工業力学及び演習	2
		必修	材料力学及び演習Ⅰ	2
		必修	制御工学及び演習Ⅰ	2
			メカトロニクス	2
			ロボット工学	2
			機械工作法	2
			機械設計法及び演習	2
			機械力学及び演習Ⅱ	2
			機構学	2
			制御工学及び演習Ⅱ	2
			設計製図Ⅰ	2
			設計製図Ⅱ	2
			伝熱工学	2
			熱力学及び演習Ⅰ	2
			流体力学及び演習Ⅰ	2
	電気(実習を含む。)	必修	電子工作実習	2
	栽培(実習を含む。)	必修	栽培	2
	情報とコンピュータ(実習を含む。)	必修	キャリア・デザインⅠ	2
		必修	コンピュータ・プログラミング	2
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	技術科教育法Ⅰ	2
		必修	技術科教育法Ⅱ	2
		必修	技術科教育法Ⅲ	2
		必修	技術科教育法Ⅳ	2

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、２８単位修得しなければならない。２８単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・機械工学科 高等学校教諭1種免許状（工業）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状取得のための必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	必修	キャリア・デザインⅠ	2
		必修	コンピュータ・プログラミング	2
		必修	金属加工実習	1
		必修	機械工学実習	1
		必修	工学実験Ⅰ	1
		必修	工学実験Ⅱ	1
		必修	CAD基礎製図	2
		必修	機械力学及び演習Ⅰ	2
		必修	工業力学及び演習	2
		必修	材料力学及び演習Ⅰ	2
		必修	制御工学及び演習Ⅰ	2
		必修	工業概論	2
			メカトロニクス	2
			ロボット工学	2
			機械工作法	2
			機械設計法及び演習	2
			機械力学及び演習Ⅱ	2
			機構学	2
			制御工学及び演習Ⅱ	2
			設計製図Ⅰ	2
			設計製図Ⅱ	2
			伝熱工学	2
			熱力学及び演習Ⅰ	2
			流体力学及び演習Ⅰ	2
			電子工作実習	2
	職業指導	必修	職業指導Ⅰ	2
		必修	職業指導Ⅱ	2
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	工業科教育法Ⅰ	2
		必修	工業科教育法Ⅱ	2

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・生命環境化学科 中学校教諭1種免許状(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等					免許法施行規則に定める科目区分等				
科目区分		の教員免許科目取得のため	科目名	単位数	科目区分		の教員免許科目取得のため	科目名	単位数
	各科目に含めることが必要な事項					各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	必修	物理学Ⅰ	2	教科及び教科の指導法に関する科目	生物学	必修	生物学	2
			物理学Ⅱ	2				生命の科学	2
		必修	基礎物理実験	2				基礎生物学	2
								生態環境科学	2
		必修	基礎化学	2				生化学Ⅰ	2
			展開化学	2				生化学Ⅱ	2
			有機化学Ⅰ	2				生化学Ⅲ	2
			有機化学Ⅱ	2				タンパク質科学	2
			有機化学Ⅲ	2				細胞生物学	2
			物理化学Ⅰ	2				バイオテクノロジー	2
			物理化学Ⅱ	2				生体機能学	2
			物理化学Ⅲ	2				神経生物学	2
			分析化学	2				環境の科学	2
			機器分析	2				食品科学	2
			無機化学Ⅰ	2				微生物・ウイルス学	2
			無機化学Ⅱ	2				免疫学	2
			無機化学Ⅲ	2				植物生理学	2
			コンピュータ化学	2		生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必修	生物学実験	2
			有機材料化学	2					
			無機材料化学	2		地学	必修	地学	2
			高分子化学	2				地球科学	2
			電気化学	2				環境化学	2
			化学工学	2				環境計測Ⅰ	2
			資源エネルギー化学	2				環境計測Ⅱ	2
			生活の科学	2				環境計量Ⅰ	2
		化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		環境分析		2		環境計量Ⅱ	2
	必修		基礎化学実験	2		地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必修	地学実験	2
	必修		生命環境化学基礎実験Ⅰ	2					
	必修		生命環境化学基礎実験Ⅱ	2	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		必修	理科教育法Ⅰ	2
	必修		生命環境化学専門実験Ⅰ	2			必修	理科教育法Ⅱ	2
	必修		生命環境化学専門実験Ⅱ	2		必修	理科教育法Ⅲ	2	
	必修			必修		理科教育法Ⅳ	2		

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許取得のための必修科目を含め、28単位修得しなければならない。28単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・生命環境化学科 高等学校教諭1種免許状（理科）

免許法施行規則に定める科目区分等				の教員免許科目取得のため	科 目 名	単位数	免許法施行規則に定める科目区分等				の教員免許科目取得のため	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項						科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	必修	物理学Ⅰ	2	生物学		タンパク質科学	2				
				物理学Ⅱ	2			細胞生物学	2				
		化学	必修	基礎化学	2			バイオテクノロジー	2				
			必修	展開化学	2			生体機能学	2				
				有機化学Ⅰ	2			神経生物学	2				
				有機化学Ⅱ	2			環境の科学	2				
				有機化学Ⅲ	2			食品科学	2				
				物理化学Ⅰ	2			微生物・ウイルス学	2				
				物理化学Ⅱ	2			免疫学	2				
				物理化学Ⅲ	2			植物生理学	2				
				分析化学	2								
				機器分析	2								
				無機化学Ⅰ	2								
				無機化学Ⅱ	2								
				無機化学Ⅲ	2								
				コンピュータ化学	2								
				有機材料化学	2								
				無機材料化学	2								
			高分子化学	2									
			電気化学	2									
			化学工学	2									
			資源エネルギー化学	2									
			生活の科学	2									
			環境分析	2									
		生物学	必修	生物学	2		必修	地学	2				
				生命の科学	2			地球科学	2				
				基礎生物学	2			環境化学	2				
				生態環境科学	2			環境計測Ⅰ	2				
			生化学Ⅰ	2			環境計測Ⅱ	2					
			生化学Ⅱ	2			環境計量Ⅰ	2					
		生化学Ⅲ	2			環境計量Ⅱ	2						
							基礎物理実験	2					
							必修	基礎化学実験	2				
							必修	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2				
						必修	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2					
						必修	生命環境化学専門実験Ⅰ	2					
						必修	生命環境化学専門実験Ⅱ	2					
							生物学実験	2					
							地学実験	2					
						各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	理科教育法Ⅰ	2				
							必修	理科教育法Ⅱ	2				

注) 1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

2. 「 」内に示された事項は示された事項の当該事項の1以上にわたって行うものとする。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

中学校教諭 1 種免許状（数学）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状 取得のため の必修科目	授業科目	単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	必修	暗号の代数学	2
				線形代数および演習Ⅰ	2
				基礎数学および演習Ⅰ	2
				線形代数および演習Ⅱ	2
				線形代数およびコンピュータ演習	2
				離散数学	2
		幾何学	必修	視覚の幾何学	2
				基礎数学および演習Ⅱ	2
				コンピュータビジョン	2
		解析学	必修	微積分および演習Ⅰ	2
			必修	微積分および演習Ⅱ	2
				微積分およびコンピュータ演習	2
				電気数学	2
				ベクトル解析	2
				微分方程式	2
				数理解析	2
				複素関数論	2
			「確率論、統計学」	必修	統計処理Ⅰ
				統計処理Ⅱ	2
		コンピュータ	必修	プログラミング入門	2
				情報・符号理論	2
		各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	数学科教育法Ⅰ	2
			必修	数学科教育法Ⅱ	2
			必修	数学科教育法Ⅲ	2
			必修	数学科教育法Ⅳ	2

- 注) 1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、28単位修得しなければならない。28単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。
2. 「」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

中学校教諭1種免許状(技術)

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許科目取得のため	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	必修	木材加工	2
			金属加工	1
			機械	2
	電気 (実習を含む。)	必修	電気回路演習Ⅰ	2
		必修	電磁気学演習Ⅰ	2
		必修	電子回路演習	2
		必修	情報システム概論Ⅱ	2
		必修	回路概論	2
			電気機器学	2
			電気回路Ⅰ	2
			電磁気学Ⅰ	2
			電子回路Ⅰ	2
			電気回路Ⅱ	2
			電気回路演習Ⅱ	2
			電磁気学Ⅱ	2
			電磁気学演習Ⅱ	2
			電磁波工学	2
			デジタル回路	2

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許科目取得のため	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	電気 (実習を含む。)		伝送システム理論	2
			発変電工学	2
			電子回路Ⅱ	2
			半導体工学	2
			電子物性	2
			LSI工学	2
			デジタル信号処理	2
	栽培 (実習を含む。)	必修	栽培	2
			生物学	2
	情報とコンピュータ (実習を含む。)	必修	MATLABプログラミング	2
			コンピュータアーキテクチャ	2
			ソフトウェア設計	2
			ネットワークコンピューティング	2
			電気材料	2
			情報とエネルギー	2
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	技術科教育法Ⅰ	2
		必修	技術科教育法Ⅱ	2
		必修	技術科教育法Ⅲ	2
		必修	技術科教育法Ⅳ	2

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、28単位修得しなければならない。28単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

高等学校教諭１種免許状（数学）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状 取得のため の必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	代数学	必修	暗号の代数学	2
			線形代数および演習Ⅰ	2
			基礎数学および演習Ⅰ	2
			線形代数および演習Ⅱ	2
			線形代数およびコンピュータ演習	2
			離散数学	2
	幾何学	必修	視覚の幾何学	2
			基礎数学および演習Ⅱ	2
			コンピュータビジョン	2
	解析学	必修	微積分および演習Ⅰ	2
			微積分および演習Ⅱ	2
			微積分およびコンピュータ演習	2
			電気数学	2
			ベクトル解析	2
			微分方程式	2
			数理解析	2
			複素関数論	2
	「確率論、統計学」	必修	統計処理Ⅰ	2
			統計処理Ⅱ	2
	コンピュータ	必修	プログラミング入門	2
			情報・符号理論	2
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	数学科教育法Ⅰ	2
		必修	数学科教育法Ⅱ	2

注) 1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

2. 「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

高等学校教諭１種免許状（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等		教員免許状 取得のため の必修科目	授業科目	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会・情報倫理	必修	知的財産権	2
			情報セキュリティ概論	2
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	必修	応用プログラミング演習	2
			応用プログラミング言語	2
			アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
			アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
			オペレーティングシステム	2
			計測工学	2
			制御工学	2
	情報システム(実習を含む。)	必修	プログラミング演習Ⅱ	2
			分散処理システム	2
			データベース	2
			システム工学	2
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	必修	ネットワーク概論	2
		必修	プログラミング言語Ⅱ	2
			データ通信	2
			ネットワーク構築と管理	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	必修	情報システム概論Ⅰ	2
		必修	コンピュータグラフィックスと可視化	2
			プログラミング演習Ⅰ	2
			プログラミング言語Ⅰ	2
			フィジカルコンピューティング	2
			生体信号処理	2
			画像工学	2
			CAD/CAM	2
			知能ロボット	2
	情報と職業	必修	情報と職業	2
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	情報科教育法Ⅰ	2
		必修	情報科教育法Ⅱ	2

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

学部・学科：工学部・情報システム学科

高等学校教諭1種免許状（工業）

免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のため	科 目 名	単位数	免許法施行規則に定める科目区分等		の教員免許状取得のため	科 目 名	単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 工業の関係科目	必修	電気回路演習Ⅰ	2	教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目		電子回路Ⅰ	2
		必修	電磁気学演習Ⅰ	2				電気回路Ⅱ	2
		必修	電子回路演習	2				電気回路演習Ⅱ	2
		必修	情報システム概論Ⅱ	2				電磁気学Ⅱ	2
		必修	回路概論	2				電磁気学演習Ⅱ	2
		必修	工業概論	2				電磁波工学	2
		必修	金属加工実習	1				情報とエネルギー	2
		必修	機械工学実習	1				メカトロニクス	2
		必修	ネットワークコンピューティング	2				デジタル回路	2
			材料科学概論	2				伝送システム理論	2
			機械工学概論	2				発変電工学	2
			電気機器学	2				電子回路Ⅱ	2
			工業力学	2				半導体工学	2
			コンピュータアーキテクチャ	2				電子物性	2
			ソフトウェア設計	2				LSI工学	2
			電気材料	2				デジタル信号処理	2
			MATLABプログラミング	2		職業指導	必修	職業指導Ⅰ	2
			電気回路Ⅰ	2			必修	職業指導Ⅱ	2
			電磁気学Ⅰ	2		各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	必修	工業科教育法Ⅰ	2
							必修	工業科教育法Ⅱ	2

注) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、24単位修得しなければならない。24単位以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

◇学部・学科：工学部・機械工学科

中学校教諭 1 種免許状（技術）／高等学校教諭 1 種免許状（工業）

◇学部・学科：工学部・生命環境化学科

中学校教諭 1 種免許状（理科）／高等学校教諭 1 種免許状（理科）

◇学部・学科：工学部・情報システム学科

中学校教諭 1 種免許状（数学・技術）／高等学校教諭 1 種免許状（数学・情報・工業）

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の授業科目		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	履修条件
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論（教育課程を含む。）	2	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達・学習論	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2	必修
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2	中学免許のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法・技術論	2	必修
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法	2	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	必修
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習Ⅰ	1	必修
			教育実習Ⅱ	2	選択必修
			教育実習Ⅲ	4	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	必修

注) 1. 中学校教諭 1 種免許状は 27 単位，高等学校教諭 1 種免許状は 23 単位を修得しなければならない。

2. 選択必修科目「教育実習Ⅱ」・「教育実習Ⅲ」の履修について，「教育実習Ⅱ」は高等学校教諭 1 種免許状のみを取得する者が履修すること。「教育実習Ⅲ」は中学校教諭 1 種免許状のみを取得する者または中学校・高等学校教諭 1 種免許状の両方を取得する者が履修すること。

(大学が独自に設定する科目)

◇学部・学科：工学部・機械工学科

中学校教諭1種免許状(技術)／高等学校教諭1種免許状(工業)

◇学部・学科：工学部・生命環境化学科

中学校教諭1種免許状(理科)／高等学校教諭1種免許状(理科)

◇学部・学科：工学部・情報システム学科

中学校教諭1種免許状(数学・技術)／高等学校教諭1種免許状(数学・情報・工業)

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	教育と社会	2	
	ボランティアの研究	2	
	メディア教育論	2	
	学習指導Ⅰ	2	
	学習指導Ⅱ	2	
	道德教育の理論と方法	2	高等学校教諭1種免許状 取得希望者のみ選択

注) 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」から、中学校教諭1種免許状は4単位、高等学校教諭1種免許状は12単位修得しなければならない。ただし、各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」で修得する単位数(中学校教諭1種免許状は28単位、高等学校教諭1種免許状は24単位)以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができる。

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

◇学部・学科：工学部・機械工学科

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	スポーツ文化論	2
外国語コミュニケーション	英語Ⅲ	1
	発展英語Ⅲ	1
情報機器の操作	キャリア・デザインⅠ	2

◇学部・学科：工学部・生命環境化学科

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	スポーツ文化論	2
外国語コミュニケーション	英語Ⅲ	1
	発展英語Ⅲ	1
情報機器の操作	キャリア・デザインⅠ	2

◇学部・学科：工学部・情報システム学科

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	スポーツ文化論	2
外国語コミュニケーション	発展英語Ⅲ	1
	発展英語Ⅳ	1
情報機器の操作	コンピュータ実習Ⅰ	2

3-1 工学部履修細則 <令和3年度(2021)以降の入学者に適用> ※ただし、第32条は平成22年度(2010)以降の入学者に適用する

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、学則及び工学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学の教育課程として、基礎教育課程（一般共通科目・共通基礎科目）、専門課程（学科専門科目）及び教職課程（教職科目）を置く。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示すとおりである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由単位科目にわけらる。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は、別表に示すとおりである。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、第2章第1節から第2節に定める履修の要件に従い124単位以上を修得しなければならない。

2 機械工学科（機械工学専攻，ロボット・スマート機械専攻）においては、一般共通科目を32単位以上，共通基礎科目を28単位以上，専門科目64単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻，応用化学専攻）においては、一般共通科目を30単位以上，共通基礎科目を28単位以上，専門科目66単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科（IT専攻，AI専攻，電気電子専攻）においては、一般共通科目を26単位以上，共通基礎科目を22単位以上，専門科目76単位以上を修得しなければならない。

第6条 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示すとおりである。

第8条 在籍する学年より上級の学年で履修するものと定められた授業科目を履修することはできない。

第9条 （削除）

(履修手続)

第10条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

第11条 届け出していない授業科目を履修することはできない。

第2章 課程

第1節 基礎教育課程

(一般共通科目)

第12条 一般共通科目は、一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目にわけらる。

2 前項の一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目は、別表に示すとおりである。

第13条 一般共通科目については、各学科の課程に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、外国語科目の必修科目8単位，キャリア・デザイン科目の必修科目6単

位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて18単位の計32単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、外国語科目の必修科目 8 単位、キャリア・デザイン科目の必修科目 8 単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて14単位の計30単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、外国語科目の必修科目 6 単位、キャリア・デザイン科目の必修科目 4 単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて16単位の計26単位以上を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第14条 共通基礎科目は、数学系科目、理学系科目及び情報系科目にわたる。

2 前項の数学系科目、理学系科目及び情報系科目は、別表に示すとおりである。

第15条 共通基礎科目については、各学科の課程に定めるところにより、次の単位を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、数学系科目の必修科目 4 単位、理学系科目の必修科目 6 単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択必修科目と選択科目から18単位（うち選択必修科目14単位以上）の計28単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、理学系科目から必修科目12単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択必修科目と選択科目から16単位（うち選択必修科目 4 単位以上）の計28単位以上を修得しなければならない。

理学系科目の選択必修科目 4 単位については、生活の科学・生命の科学・環境の科学から 4 単位を修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、数学系科目から選択必修科目 4 単位、数学系科目、理学系科目及び情報系科目の選択科目から合わせて18単位の計22単位以上を修得しなければならない。

第2節 専門課程

(専門科目)

第16条 各学科における専門科目は、別表に示すとおりである。

第17条 専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

2 機械工学科においては、必修科目32単位、選択必修科目と選択科目から32単位（うち選択必修科目12単位以上）の計64単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、必修科目 20 単位、選択必修科目と選択科目から 46 単位（うち選択必修科目 12 単位以上）の計 66 単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、必修科目40単位のほか、選択科目36単位の計76単位以上を修得しなければならない。

第17条の2 早期卒業に関する専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

第3節 教職課程

(教職課程の履修手続)

第18条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の始めに、学則別表Ⅰに定める教職課程登録料を添えて教職課程履修者登録票を提出し、許可を受けなければならない。

2 教職課程の履修許可を受けていない学生が、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修した場合、本人の了解なく、履修を取り消されることがある。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

第19条 教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目27単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目23単位を修得しなければならない。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

第20条 中学校教諭1種免許状（技術）、中学校教諭1種免許状（理科）、中学校教諭1種免許状（数

学)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて28単位を修得しなければならない。

2 高等学校教諭1種免許状(工業)、高等学校教諭1種免許状(理科)、高等学校教諭1種免許状(数学)、高等学校教諭1種免許状(情報)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて24単位を修得しなければならない。

3 各教科の指導法に関する科目の履修について、原則として、教科教育法Ⅰ及びⅡを履修し、修得後、教科教育法Ⅲ及びⅣを履修することができる。

第20条の2 (削除)

第20条の3 (削除)

(大学が独自に設定する科目)

第21条 大学が独自に設定する科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は4単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は12単位を修得しなければならない。

ただし、第20条及び第20条2項に規定する教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数(中学校28単位・高等学校24単位)以上修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位として充てることができる。

(教育実習)

第22条 教育実習Ⅱもしくは教育実習Ⅲを履修するためには、あらかじめ教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く教育の基礎的理解に関する科目等の科目、教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法の科目を3年次までに修得しなければならない。

第23条 (削除)

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

第24条 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位は、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位を修得しなければならない。

2 (削除)

第3章 進級及び留年

(進級)

第25条 第2学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、34単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科、情報システム学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していなければならない。

第26条 第3学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、69単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。

4 情報システム学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していなければならない。

第27条 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

- 2 機械工学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目12単位及び選択科目18単位、共通基礎科目の必修科目10単位、選択必修科目と選択科目から18単位（うち選択必修科目14単位以上）、専門科目の必修科目24単位、選択必修科目と選択科目から22単位（うち選択必修科目12単位以上）の計104単位以上を修得していなければならない。
- 3 生命環境化学科の学生が第4学年に進級するためには、実験科目の必修12単位及び生命環境化学ゼミの必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、104単位以上を修得していなければならない。
- 4 情報システム学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、98単位以上を修得していなければならない。ただしこのうち必修及び選択必修科目が40単位以上含まなければならない。

（留年）

第28条 第25条、第26条及び第27条によって進級できなかった学生（以下「留年生」という。）は、前年度に引き続き、それぞれ第1学年、第2学年、または第3学年に在籍するものとする。

（留年生、転入生及び編入生の履修）

第29条 留年生、転入生及び編入生は、第8条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

- (1) 第1学年の留年生は、第2学年のための授業科目。
- (2) 第2学年の留年生は、第3学年のための授業科目。
- (3) 第3学年の留年生は、卒業研究（生命環境化学科においてはキャリア・デザインⅣを含める）、及び教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ、教職実践演習を除く第4学年のための授業科目。
- (4) 転入学、編入学又は転学科により第2学年に転入又は編入した学生の履修については、前第2号と同様に取り扱うものとする。
- (5) 各号の規定にかかわらず学科・課程において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

（留年生、転入生及び編入生の復級）

第30条 留年した学生及び第2学年に転入又は編入した学生が、留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

（雑則）

第31条 第25条、第26条及び第27条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することができる。

第4章 不正行為

（試験の不正行為）

第32条 試験及びレポート提出に関して不正行為があった場合には、別に定めるとおり、当該試験期の単位を無効とする等の処分を行う。

附則 1 この細則は昭和54年4月1日から施行する。

2 従前の教養課程及び専門課程履修規程は昭和54年3月31日限り廃止する。

3 外国語科目の履修に関する条項を昭和53年以前に入学した学生に適用する時は、必要な移行措置を講じるものとする。

附則 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年10月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成2年3月2日から施行する。

附則 この細則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。

〔平成8年度から平成10年度までの環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕

附則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。

附則 1. この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2. 第1条第2項については、平成14年度入学生から適用する。

附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第32条については、平成22年度入学生から適用する。

附則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

3-2 他学科及び他学部の科目履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学生が所属以外の学科（以下「他学科」という。）又は学部（以下「他学部」という。）の授業科目を履修する場合に必要な事項を定める。

(履修方法)

第2条 学生は、他学科又は他学部が開講する授業科目を履修し単位を修得することができる。

- 2 学生が在籍中に他学科の授業科目を履修できる単位数は、自由単位を含め20単位を限度とする。
- 3 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、附表1に定める。
- 4 工学部各学科が履修を認める他学部の授業科目は、附表2に定める。

(修得単位)

第3条 他学科又は他学部において修得した単位は、10単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。上限を超えた単位は自由単位とする。

- 2 他学科において修得した単位の取扱い、工学部各学科が附表3に定める。
- 3 他学部において修得した単位の取扱い、工学部各学科が附表4に定める。
- 4 生命環境化学科においては、当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学科の開講科目（自由単位科目及び読替科目を除く）を、他学科及び他学部履修と合わせて上限10単位の範囲内で、卒業要件の単位に参入することができる。
- 5 情報システム学科においては、情報システム学科にて開講される科目（自由単位科目及び読替科目を除く）に限り、他学科履修の上限10単位とは別に16単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。

(履修手続)

第4条 他学科又は他学部の授業科目を履修しようとする者は、所属の学科長及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「他学科他学部科目履修許可願」を届け出なければならない。

(雑則)

第5条 この内規の変更は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附則 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成27年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成28年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成29年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

1. 他学科他学部履修内規附表 <令和2年度(2020)以降の入学者に適用>

附表1

1. 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	① 一般共通科目及び共通基礎科目については、所属する学科内での履修が困難な場合に限り、履修を認める。ただし、キャリア・デザイン科目の選択科目（インターンシップⅠ，インターンシップⅡ）の履修は認めない。 ② 専門科目については、実験・実習・演習科目を除き、履修を認める。
生命環境化学科	① 一般共通科目については、キャリア・デザイン科目の4科目（キャリア・デザインⅡ，キャリア・デザインⅢ，キャリア・デザインⅣ，インターンシップ）を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、必修科目（基礎化学実験を除く），及び選択1科目（地学実験）を除き、履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目を除き、履修を認める。ただし、コンピュータ・プログラミングの履修は認める。
情報システム学科	① 一般共通科目については、キャリア・デザイン科目の2科目（キャリア・デザインⅠ，キャリア・デザインⅡ）を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、全科目の履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目を除き、履修を認める。 さらに、コンピュータ実習Ⅰ，Ⅱは履修を認める。

附表2

1. 工学部各学科が履修を認める他学部（人間社会学部）の授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
生命環境化学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
情報システム学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。

附表 3

1. 他学科において修得した単位の取扱い、以下のとおりとする。

機械工学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目については、機械工学科での履修が困難な場合に限り、履修を認める。ただし、キャリア・デザイン科目の必修科目3科目（キャリア・デザインⅠ、キャリア・デザインⅡ、キャリア・デザインⅢ）の履修は認めない。情報システム学科の基礎数学および演習Ⅰ、基礎数学および演習Ⅱを除き、卒業要件単位に含める。 ② コンピュータ・プログラミングを除き、他学科の専門科目の履修を認め、修得した単位は選択科目として卒業要件単位に含める。
生命環境化学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。ただし、キャリア・デザイン科目の必修科目3科目（キャリア・デザインⅡ、キャリア・デザインⅢ、キャリア・デザインⅣ）の履修は認めない。機械工学科のキャリア・デザイン入門、情報システム学科のキャリア・デザインⅠを除き、卒業要件単位に含める。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。ただし、コンピュータ・プログラミングは必修単位として認定する。
情報システム学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、原則として選択単位として認定し、卒業要件単位に認定する。ただし、キャリア・デザイン科目は認めない。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。

※自由単位科目で修得した単位は、各学科の卒業要件の単位に含めない。

附表 4

1. 他学部（人間社会学部）において修得した単位の取扱い

機械工学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とする。
生命環境化学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。
情報システム学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。

別表

1. 人間社会学部において修得した単位のうち、工学部の生命環境化学科及び情報システム学科が卒業要件の単位として認定する授業科目は、以下のとおりとする。

工学部の認定科目		人間社会学部において修得した科目（いずれか1科目）
一般 共通 科目	社会学	社会学概論 現代社会と倫理
	国際関係論	20世紀の世界史 グローバル社会と地誌 英語圏文化論 国際法 国際関係論
	心理学	自己理解の心理学 心理学入門
	哲学	哲学概論
	思想と宗教	世界の宗教と歴史 仏教の歴史と思想
	歴史	20世紀の日本史 西洋史概論 東洋史概論
	スポーツ文化論	スポーツ文化論
	経済学	ビジネス関連法 現代経済論
	経営学	経営管理論

※1 上記に該当しない人間社会学部修得単位は、すべて自由単位とする。

他学科他学部科目履修許可願

提出日 年 月 日

工 学 部	科	コース名
学籍番号	第 学 年	
氏 名	連絡先	

窓口受付	記 入	確 認

期 別	曜日	時限	講義番号	開講学科名	授 業 科 目 名	科目の履修条件 (該当する項目のチェック欄に○をつけてください)	学科長の承認	担当教員の承認
1 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
2 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
3 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
4 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
5 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		

*希望する理由(該当する項目のチェック欄に○をつけてください)

☐自学科で開講されていないため。 ☐必修科目と重複したため。 ☐卒業要件単位を修得するため。 ☐興味があるため。
☐その他()

〔注意①〕 印内を記入すること。

〔注意②〕 担当教員の履修承認(押印又はサイン)がないものは受付られない。

3－3 定期試験等における不正行為者処分規程

第1条 この規程は、工学部履修細則第32条に基づき、定期試験、レポート等における不正行為者の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 不正行為者の処分は、教授会の議を経て学長が行う。

第3条 本規程における不正行為を、次のように定める。

- 一 代人受験（依頼した者・受験した者）
- 二 答案交換および複製
- 三 カンニングをすること
 - (1) 他の受験者の答案を見ること
 - (2) 他の人から答えを教わること
 - (3) カンニングペーパー等の使用
 - (4) 使用が許可されていない参考書・電子機器、その他の物品の使用
- 四 カンニングを手助けすること
- 五 インターネットサイト等の剽窃行為
- 六 本人以外が作成したファイル、あるいは文章等の複製使用
- 七 その他、試験等にあって公正を損なう様々な行為

第4条 不正行為を行った者は、当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

第5条 前条にかかわらず、情状酌量の余地があると判断された場合は、下記の軽減処置をとることがある。

- 一 当該試験期の必修科目、および選択必修科目を除く全履修科目の単位を無効とする。
- 二 当該授業科目のみの単位を無効とする。

第6条 第4条、第5条により処分を受けた者が、再度不正行為をした場合は、理由の如何を問わず当該試験期の全履修科目の単位を無効とする。

第7条 不正行為者の処分は、速やかに本人に通知する。

附則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

4. 工学部単位認定規程

(趣旨)

第1条 学則第13条に基づく単位の認定については、工学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(認定)

第2条 単位の認定は履修登録のある授業科目について行う。

第3条 当該授業科目の授業に授業実施回数の3分の2以上出席し、かつ学業成績について合格判定を受けた学生に所定の単位を修得したことを認定する。

(評定及び判定)

第4条 学業成績の評定は評語を以て示す。評語は優・良・可及び不可とする。

2 優・良及び可の成績を合格とし、不可の成績を不合格とする。

(評定の方法)

第5条 学業成績の評定は定期試験の成績によるものとする。

2 実技・実験・実習及び演習にかかわる授業科目の学業成績の評定は平常の学習状況によることができる。

3 卒業研究の成績評定は研究論文によるものとする。

第6条 学業成績の評定に定期試験及び平常の学習状況を併せ用いることができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は原則として筆記試験によるものとする。

2 授業の担当者は、必要に応じて口述試験を筆記試験に加え、又は筆記試験に替えることができる。

第8条 定期試験実施の時期は学期末とする。

第9条 定期試験実施の授業科目及び日時は、実施する1週間より以前に公示するものとする。

(臨時試験)

第10条 授業担当者が教育上必要と認めるときは、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

第11条 病気又はやむを得ない事故のため、定期試験に欠席した学生にたいして追試験を行う。

第12条 追試験を受験するものは、医師の診断書又は事故を証明するに足る書類を添付して、追試験受験願を提出しなければならない。

2 前項の受験願は、定期試験終了後7日以内に教務課へ提出しなければならない。

(再試験)

第13条 定期試験による学業成績の評定によって、不可の判定を受けた学生は、学部長に再試験の受験を願い出ることができる。

第14条 前条の願い出があったときは、学部長は授業担当者と協議してその同意を得たときは許可する。

第15条 再試験出願の期日及び実施の期日は、その度ごとに定める。

第16条 再試験による成績の評定は、良・可又は不可とする。

(受験料)

第17条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は1科目3,000円とする。

(雑則)

第18条 試験に不正行為をしたときは、当該試験期の全受験科目の履修を無効とすることがある。

第19条 学費未納により退学又は除籍された者が、学費未納期間に修得した単位は、取り消す。

附則 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

5. 埼玉工業大学学生の留学に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則第39条の規定に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学に留学するときの取り扱いについて定める。

(留学の定義)

第2条 この規程において「外国の大学」とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

2 この規程において「留学」とは、本学が教育上有益であると認め、学生が休学することなく、外国の大学で学修することをいう。

(留学の資格)

第3条 留学できる者は、2年次以上の学生とする。

(出願手続)

第4条 留学しようとする者は、所定の留学願に留学しようとする大学の入学許可証又は受入承諾書等を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学科が教育上有益と認めるときは、学部の教授会の議を経て、学長が留学を許可する。

(留学期間)

第5条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、通算して2年を超えない範囲内で許可することがある。

(学費)

第6条 留学期間中の本学における学費は、所定の額を納付するものとする。

(留学終了)

第7条 留学が終了したときは、所定の留学終了届に留学した大学が発行する単位修得に関する証明書を添えて、学長に申し出なければならない。

(修得単位の取り扱い)

第8条 留学期間中に修得した授業科目の単位は、学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、国内の他大学等で修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 修得したものとみなす授業科目の成績評価は「認定」とし、「G」と表示する。

(事務の所管)

第9条 学生の留学に関する事務は、教学部学生課が所管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部の教授会の議を経て、協議会が決定する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

6. 埼玉工業大学工学部再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第34条に定める再入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 次に掲げる者は、出願により、以前在籍した学科に限って再入学を許可することがある。

- 一 学則42条によって退学した者（依願退学者）
- 二 学則54条第四号に該当し除籍された者（行方不明の届け出があった者）

2 次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。

- 一 学則53条第3項によって退学を命ぜられた者（懲戒退学者）
- 二 学則54条第一号に該当し除籍された者（学費未納者）
- 三 学則54条第二号に該当し除籍された者（履修届未提出者）
- 四 学則54条第三号に該当し除籍された者（在学8年を超えた者）

(出願書類)

第3条 再入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願（志願の理由、退学又は除籍の理由・時期を明記のこと）
- 二 履歴書
- 三 健康診断書
- 四 住民票記載事項証明書
- 五 写真（2枚、4×3cm）

(出願の時期)

第4条 出願書類は、学期の始まる2ヶ月以前に提出しなければならない。

(再入学時期)

第5条 再入学の時期は、学期の初めとする。

(選考方法)

第6条 再入学を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

- 2 選考は書類審査と面接による。
- 3 面接の時期は願い出のあった学科が指定する。

(手続き期間)

第7条 再入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の入学手続きをしなければならない。

(納付金)

第8条 再入学者の学費は、当該再入学者の属する学年の在学生のかかる額と同額とし、入学金は、新入学生にかかる額と同額とする。

(再入学許可)

第9条 再入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(再入学の学年)

第10条 再入学の学年は、原則、退学または除籍時の学年とし、教授会の議を経て学部長が定める。

(既得単位)

第11条 再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、教授会において認定する。

(在学期間)

第12条 再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して8年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の改組に伴い、第 2 条第 1 項に掲げる者のうち、以前、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の改組に伴い、第 2 条第 1 項に掲げる者のうち、以前、ヒューマンロボット学科に在籍した者は機械工学科、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

7. 埼玉工業大学工学部転入学・編入学規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第35条並びに埼玉工業大学工学部規程（以下「規程」という。）第21条に規定する転入学及び学則第36条並びに規程第22条に規定する編入学について、その取扱いを規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学工学部に転入学を志願できる者は、現に他の大学に在学する者とする。

2 本学工学部に編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、社会人又は外国人留学生で編入学を志願できる者については別に定める。

- 一 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業又は卒業見込みの者
- 二 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者又は修了見込の者
- 三 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は修了見込の者
- 四 修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍又は在籍見込で、志願する各学科の定める単位以上を修得し退学した者又は退学見込の者

(出願書類)

第3条 転入学または編入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）または編入学願
- 二 履歴書
- 三 在学する学校又は卒業した学校の成績証明書、退学者については在籍した期間の成績証明書
- 四 在学証明書又は卒業（見込）証明書、退学者については在籍期間を証明する書類
- 五 健康診断書
- 六 写真（2枚、4×3cm）

(入学時期)

第4条 転入学・編入学の時期は学年の初めとする。

(出願期間)

第5条 出願の時期は別に定める。

(入学許可)

第6条 転入学・編入学は工学部教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

2 選考は書類審査、面接、筆記試験等による。

(入学手続)

第7条 転入学・編入学を許可された者の入学手続きは別に定める。

(学年決定)

第8条 転入学生及び編入学生の学年は、既に修得した単位の一部又は全部を認定の上、その単位数に応じて工学部教授会の議を経て学部長が定める。

(在学期間)

第9条 転入学生は従前在学した学校と通算して8年を超えて本学に在学することはできない。

2 編入学生の在学期間は、2年編入学生は6年、3年編入学生は4年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

8. 埼玉工業大学転学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第38条に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における工学部から人間社会学部又は人間社会学部から工学部への転学部の取扱いを規定することを目的とする。

(願出)

第2条 転学部を願い出る者は、その理由を記した転学部願を提出しなければならない。

2 転学部を願い出る者は、在籍する学年にかかわらず、転学部願を提出することができる。ただし、本学に1年以上在籍し、学費を納付していなければならない。

3 転学部願には、保証人の同意書を添付し、現に所属する学部長を経て提出しなければならない。

4 学部長は、転学部の願い出のあった者について、教育上支障のない限り、教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

(選考料)

第3条 転学部を願い出る者は、選考料として5,000円を納付しなければならない。

(期限)

第4条 転学部願は、毎年2月末日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 転学部を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

(単位認定)

第6条 本学での既修得単位については、願い出のあった学科の選考会議において、その一部を当該学科の修了単位として認定することがある。

(学年)

第7条 転学部を許可された者の学年は、前条により認定された単位数に基づき、学部長が定める。

(在籍期間)

第8条 転学部を許可された者の在籍期間は、現に所属する学部在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(入学金)

第9条 転学部を許可された者の入学金については、納付することを要しない。

(学費)

第10条 転学部を許可された者の入学金を除く学費については、学則第45条によるものとする。

附則 この細則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規程にかかわらず、平成14年4月1日をもって転学部を希望する者については、平成14年3月20日までに転学部願を提出しなければならない。

9. 工学部転学科細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第38条の転学科の取扱を規定することを目的とする。

(出願)

第2条 転学科を志願する者は、その理由を記した転学科願を提出しなければならない。

2 転学科を志願する者は、現に在籍する学年にかかわらず、転学科願を提出することができる。

3 転学科願には、現に在籍する学科の学科長の承諾書及び保証人の同意書を添付しなければならない

(期限)

第3条 転学科願は、選考料5,000円を添えて、学期の始まる2か月前に提出しなければならない。

(選考)

第4条 転学科願は、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、学部長が許可する。

2 転学科を許可された者の学年は、学部長が定める。

(在学期間)

第5条 転学科を許可された者の在学期間は、現に所属する学科に在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(学費)

第6条 転学科を許可された者の学費は、当該転学科者が属する学年の在學生にかかる額と同額とする。

附則 この細則は、昭和52年2月18日から施行する。

附則 この細則は、昭和54年11月16日から施行する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

〔平成10年度以前の環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条及び第8条にかかわらず、平成14年4月1日付けをもって情報工学科へ転学科を希望する学生については、工学部長が別に定める。

附則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

10. 学校法人智香寺学園埼玉工業大学 外部研究生の取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学（以下「本学」という）の4年生に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他大学、大学院及び研究所等の教育・研究機関（以下「他大学等」という）において行う実習指導を受ける外部研究生（以下「外研究生」という）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事前の協議)

第2条 外研究生を派遣しようとする場合、学長は教授会の議に付し、あらかじめ本学と他大学等との間で次に掲げる事項について協議を実施する。

- (1) 外研究生の実習指導の範囲
- (2) 派遣する外研究生の総人数及び一回に受入れる外研究生の人数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 外研究生派遣の時期及び期間
- (5) 外研究生派遣の手続き（派遣期間の延長を含む）に関すること
- (6) その他必要と認める事項

2 本学または他大学等で指導教員や責任者の交代など、重要な案件で変更発生の場合には速やかに再度の協議を実施して対処しなければならない。

(外研究生の申請)

第3条 外研究生を志願する学生は、所定の願書に健康診断証明書を添えて所属する学科の長に願い出を行い、教務委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 学長は、外研究生の派遣を認めたときには他大学等の長に対し、必要書類を添えて受入の依頼を行うものとする。

(派遣期間)

第4条 外研究生の派遣期間は1年以内とし、第2条に定める他大学等との間の協議により定めた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めたときは派遣期間延長願を提出して学長の許可が得られた場合に限り、期間を延長することができる。ただし、派遣期間は通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第5条 派遣されている外研究生の出欠状況は、他大学等の指導教員から定期的に報告を受け管理を行うものとし、前条の規定による派遣期間は、本学の在学期間に算入する。

(実習報告と単位認定)

第6条 外研究生は、実習が終了した日から起算して30日以内に所定の様式による実習報告書及び評価を学長に提出しなければならない。

(授業料)

第7条 外研究生は、派遣期間中にあっても本学の授業料を納付しなければならない。

(派遣の取消し)

第8条 学長は、派遣した外研究生が次の各号の一に該当する場合は、他大学等の長と協議のうえ派遣による実習指導の許可を取り消すことがある。

- (1) 実習または研究の成果が上がらないと認められるとき
- (2) 外研究生として、他大学等の規則等に違反する行為があると認められるとき
- (3) 本学及び他大学等の信用を傷つける行為や利益を害する行為があると認められるとき
- (4) 本学及び他大学等の秘密を漏らす或いは秩序又は規律を乱す行為が認められるとき

- (5) 外研生として、その本分に反する行為があると認められるとき
- (6) 授業料等の納付の義務を怠ったとき
- (7) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき
(実習環境)

第9条 派遣期間中の外研生は、他大学等の秘密漏洩防止のため他大学等の文書管理規程、秘密文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等を理解し遵守しなければならない。

2 外研生は、派遣期間中、他大学等の定めた安全、衛生及び保安等に関する定めを理解して遵守し、その施設等を次の各号に従い利用することができる。

- (1) 外研生は、研究施設、設備及び装置等を利用する場合には、派遣受入部署の長又はその長が指名する者の許可を得るものとし、指示に従って使用する。
- (2) 外研生は、図書館や食堂等他大学等の共通施設を利用するときは、施設主管課室の指示に従う。
- (3) 外研生は、事件、事故及び災害等の事象が生じた際には、直ちに当該事象に至った経緯等について他大学等の長及び本学の学長に報告を行う。

(派遣中の休日)

第10条 日曜祝日及び他大学等が定める休日は、派遣中の外研生の休養日となり原則として実習をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、他大学等における指導教員の許可があり、外研生受入部署の長又はその長が指名した者が常時随伴する場合には、休日であっても外研生として実習をすることができる。

(旅費の支給)

第11条 実習中の外研生は、他大学等の長が特に必要と認めた場合には、他大学等の規定に基づいて旅費の支給を受けることができる。なお、用途が適切でないと認められた旅費等の経費については、すべて返還をしなければならない。

(損害賠償)

第12条 外研生が関係する事件や事故等において、故意又は重大な過失により或いは第8条及び第9条の禁止行為等を行って損害を及ぼした場合、他大学等は当該外研生及び本学に対して損害の一部又は全部について賠償を求めることができる。

(災害補償)

第13条 外研生が派遣期間中に負傷並びに疾病による災害に見舞われた場合、他大学等は外研生に対する補償を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、他大学等の責めに帰すべき事由での災害においては、本学、他大学等及び当該外研生による協議を行ってその補償について検討する。

3 外研生は、派遣期間中の災害及び損害賠償に備え、原則として自らの各号の何れかの保険により死亡傷害保険金額300万円以上と賠償責任保険金額1億円以上の補償が受けられる保険に加入する。

- (1) 公益財団法人日本国際教育支援協会の「学研災付帯学生生活総合保険」
- (2) 本学が認める前号に掲げた保険と同等の傷害保険と賠償責任保険

(実習成果の発表)

第14条 外研生は、実習の内容及び得られた成果を外部に発表しようとする場合、あらかじめ他大学等における所定の手続きを行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学の開催する卒業研究発表会での発表に関しては、本学の規定に従って発表することができるものとする。

(特許権等)

第15条 外研生が本規程に基づき行った実習によって発見、発明及び考案をした場合、当該発明及び考案に係

わる権利は他大学等に継承するものとし、他大学等の教職員に対する定めが当該外研究生に対して準用される。
(外研究生受入契約の解除)

第16条 外研究生が本学学生の身分を失った場合、他大学等は派遣中の当該外研究生について実習を停止するものとし、次の各号の何れかに該当する場合、他大学等は外研究生受入の契約を解除することができる。

- (1) 本学の指導教員が、外研究生の教育指導水準を著しく低下させる又は教育指導を行わなくなったとき。
- (2) 他大学等の指導教員が、協議した実習のテーマを業務として実施しなくなったとき。
- (3) 外研究生が計画通り実習しないなど、受入契約上の約束に違反したとき。

2 外研究生受入の契約終了又は解除をした後においても、第12条、第13条、第14条及び第15条の効力は存続する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

11. 研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第61条に規定する研究生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学の研究生を出願できる者は、次の資格を備えた者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 本学において研究能力があると認めた者

(入学時期)

第3条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得ておかななければならない。

2 前項の志願者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 成績証明書
- (5) 卒業証明書
- (6) 住民票記載事項証明書
- (7) 官公庁、その他事業所に在職するものはその所属長の同意書または依頼書
- (8) 写真(2枚、4×3cm)
- (9) 研究計画書(外国人留学生のみ)
- (10) 在留資格、在留期間(直近の日本の教育機関の証明書:卒業証明書又は卒業見込み証明書含む)を確認できる書類(既に日本に在住している外国人留学生のみ)
- (11) 日本語能力証明書(外国人留学生のみ)
日本語能力(N2レベル相当が目安)を証明することができる書類
- (12) その他本学が必要と認める書類

3 学則第63条に定める外国人留学生で、出願時に日本に入学していない者については、住民票記載事項証明書に限り、入学後及び住民登録後の提出とすることができる。なお、住民登録後14日以内に提出しなければならない。

(入学許可)

第5条 研究生は、学部教授会において選考し、学長が入学を許可する。

(納付金)

第6条 研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金・授業料(研究料)を納付し、所定の入学手続きをしなければならない。

(実験実習費)

第7条 研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とする。

(聴講)

第8条 研究生は開講中の授業科目を、学長の承認を得て、聴講することができる。この場合は特に聴講料を徴

収しない。

(在学延期)

第9条 研究期間は1年以内とする。ただし、指導者が研究を継続する必要があると認めたときは、願出によって1年以内に限り、在学延期を許可することがある。

(終了届及び中止届)

第10条 予定の研究が終了したときは、終了届を学長に提出しなければならない。

2 予定期間の途中で研究が終了したときも、終了届を学長に提出しなければならない。

3 予定期間の途中で研究を中止したときは、中止届を学長に提出しなければならない。

(研究報告)

第11条 研究期間が終了したときは、研究報告を学長に報告しなければならない。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

12. 科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学則第26条に定める入学資格を有する者
- (2) 学校教育法施行規則第98条第1号の規定により、高等学校長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒

(授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

- 2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。
- 3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。
- 4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。
- 5 受講要件を定めている科目においては、要件を満たしていなければ履修を認めないこともある。

(入学時期)

第4条 入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 出願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 住民票記載事項証明書
 - (4) 成績証明書
 - (5) 卒業証明書
 - (6) 写真(2枚、4×3cm)
 - (7) 在留資格、在留期間(直近の日本の教育機関の証明書:卒業証明書又は卒業見込み証明書含む)を確認できる書類(既に日本に在住している外国人留学生のみ)
 - (8) 日本語能力証明書(外国人留学生のみ)
日本語能力(N2レベル相当が目安)を証明することができる書類
 - (9) その他本学が必要と認める書類
- 2 現に他の大学、短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学(校)長の出願許可証を添付しなければならない。
- 3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければ

らない。

- 4 学則第 63 条に定める外国人留学生で、出願時に日本に入国していない者については、住民票記載事項証明書に限り、入国後及び住民登録後の提出とすることができる。なお、住民登録後 14 日以内に提出しなければならない。

(出願期間)

第 6 条 前条の願書等は学期の始まる 2 か月以前に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、申し出により、出願期限の延長を認めることがある。

- 2 学期の開始日は、学則第 6 条に定める学期の 1 日目とする。ただし、後期の開始日は、実際の後期授業開始日と同じとする。

(入学許可)

第 7 条 出願があった時は、教務委員会の考査を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

- 2 前項の考査においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第 8 条 入学を許可された者は、14 日以内に所定の手続きをとり、学則別表Ⅱの入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学費納付細則の第 3 条第 1 項の規定を準用する。

- 2 前項のほか、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位認定)

第 9 条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

- 2 単位認定は、学則第 13 条の規定を準用する。
3 認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続)

第 10 条 継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

- 2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第 11 条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 22 年度以前から継続している科目等履修者については、従前の規程を適用する。

附則 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 28 年度以前から継続している科目等履修者については、従前の規程を適用する。

附則 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

13. 教職課程科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、教育職員免許状取得を目的とした科目等履修生（以下「教職課程科目等履修生」という。）の取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学士の学位を有する者および学士の学位を取得見込の者
- (2) 教育実習・教職実践演習の履修を出願し得る者は、本学の卒業生に限る。

(授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。

3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

5 受講要件を定めている科目においては、要件を満たしていなければ履修を認めないこともある。

6 教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)について、原則として、教科教育法Ⅰ及びⅡを履修し、修得後、教科教育法Ⅲ及びⅣを履修することができる。

(入学時期)

第4条 入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 教職課程科目等履修生志願書
- (2) 学位取得（見込）証明書
- (3) 履歴書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) 教職課程履修者登録票
- (6) 教職課程履修計画書
- (7) 教職課程課題レポート
- (8) 教育委員会で確認した修得単位の資料
- (9) 写真（2枚、4×3cm）

2 現に他の大学院、通信制の大学、教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学（校）長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、申し出により、出願期限の延長を認めることがある。

2 学期の開始日は、学則第6条に定める学期の1日目とする。ただし、後期の開始日は、実際の後期授業開始日に同じとする。

(入学許可)

第7条 出願があった時は、教職委員会及び教務委員会の審査を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

2 前項の審査においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第8条 入学を許可された者は、14日以内に所定の手続きをとり、学則別表Ⅱの入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学費納付細則の第3条第1項の規定を準用する。

2 前項のほか、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

3 前2項に加え、学則別表Ⅰの教職課程登録料を納付しなければならない。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。

3 認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続)

第10条 継続して履修を希望する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 教職課程科目等履修生継続志願書

(2) 履歴書

(3) 教職課程履修計画書

2 継続して履修を許可された者については、入学料及び教職課程登録料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前から継続している科目等履修生については、従前の規程を適用する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

14. 学生の諸活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学生の諸活動に対する有効適切な育成補導を目的とする。

(適用範囲)

第2条 学生は、本学の内外を問わず、また個人たると団体たるとを問わず、正規の教育学習以外の諸活動においては、本規程を守らなければならない。

(団体の結成)

第3条 学内において団体を結成しようとする時は、代表責任者を定め、規約および構成員名簿と共に、所定の許可願を学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

2 団体の構成員は本学の学生でなければならない。

(学外団体への加盟および参加)

第4条 学内団体が学外団体に加盟しようとする時は、所定の許可願に加盟員名簿を添え、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学外団体の行事に参加しようとする時も前項に準ずる。

(報告)

第5条 各団体は毎年4月末日現在で、前年度の活動報告書を役員名簿および構成員名簿に添え、5月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。提出のない場合は解散したものとみなす。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

第6条 各団体の予算および決算は、毎会計年度ごとの報告書を、4月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。

(規約の変更)

第7条 規約を変更しようとする時は、理由を明記した規約変更願を、旧規約および新規約案に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(解散)

第8条 団体が解散しようとする時は、代表責任者は理由を明記した解散願を、役員名簿および構成員名簿に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第9条 第3条において承認せられた団体において、その行為が本学の機能を害し、または秩序を乱し、およびその恐れがあると認められた時は、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

(掲示)

第10条 学生または団体が学内外に掲示しようとする時は、所定の許可願にその写しを添え、事前に学生部長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 学内における掲示は指定した場所において行い、その期間および大きさは別に定めるところによる。

3 掲示物には必ず責任者の氏名を明記しなければならない。

4 掲示期間が終了すれば、責任者は直ちに撤去しなければならない。

第11条 団体または団体が前条に違反した掲示を行った時は、その責任者または、団体員は共同してその責任を負わなければならない。

2 前条に違反した掲示物は直ちに撤去する。

(集会)

第12条 学内外において、集会・対外試合・合宿練習・遊説・集団行進・示威運動・署名運動・世論調査・投票宣伝等を行おうとする時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第13条 特定の人を対象とする同窓会・講習会、または単に映写・演出のみを行う映画会・音楽会・演劇等の場合を除き、学外者の参加は許可しない。ただし、特別の場合で学長が必要と認める時は、許可することがある。

(部室)

第14条 学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするために部室を設ける。

2 部室に関する細則は別に定める。

(印刷物)

第15条 学内外を問わず、印刷物（部報、会報、研究誌、新聞、ビラ、その他これに類する一切のもの）を発行し、または配布回覧しようとする時は、所定の許可願に印刷物の原稿またはこれに代わるものを添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設・備品の使用)

第16条 本学の施設・備品を使用する時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(金銭を伴う行為)

第17条 学内外を問わず募金・販売等金銭の収入・支出を伴う行為は許可しない。

2 学生会に関しては別に定める。

(放送)

第18条 学内において拡声器等を用いて放送しようとする時は、所定の許可願にその要旨を添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第19条 放送は授業時間中に行うことはできない。

2 授業時間外に行う場合であっても、学内における他の業務に支障をきたさないよう騒音に十分注意しなければならない。

3 前条および前2項に違反する行為があった場合は直ちに中止せしめる。

(その他禁止行為)

第20条 学生または、学生団体は次の行為をしてはならない。

- (1) 学内における政治活動
- (2) 個人または集団の威力をもって他人の自由を侵す行為
- (3) 個人または集団が暴力を用い、または用いることを示唆する行為
- (4) 教育・研究を妨げるような行為
- (5) その他学生の本分に反する行為

附則 この規程は、昭和52年1月21日から施行する。

15. 学生の諸活動に関する規程細則

(目的)

第1条 この細則は、学生の諸活動に関する規程を円滑適正に実施するために規定することを目的とする。

(許可願)

第2条 規程第3、4、7、8、10、12、15、16、18条に定める「許可願」には別表に定める事項を記入し、許可願用紙に記入欄のない事項は添付書類として、附表に指定された日時までに学生課に提出しなければならない。

(掲示の期間および寸法)

第3条 規程第10条に定める掲示の期間は、掲示許可後原則として2週間とする。掲示物の寸法は81×55cm(A1判)以内とする。

(禁止事項)

第4条 下記内容の掲示は許可しない。

- (1) 政治的中立を逸脱するもの
- (2) 虚偽の事実
- (3) 特定の個人または団体の中傷、誹謗
- (4) 学内の秩序を乱す恐れのあるもの
- (5) 学生としての品位をけがすもの

第5条 規程第3、4条の活動が下記項目に該当する時は、これを許可しない。

- (1) 政治活動
- (2) 授業および研究の障害となるもの
- (3) 学外住民の迷惑となるもの
- (4) 学生活動として不適当と認められるもの

(施設及び備品の使用)

第6条 規程第16条に定める本学の施設、備品の使用にあたっては、下記項目を守らねばならない。

- (1) 備品の借用に際しては、借用書を提出しなければならない。ただし、施設使用の場合で、その施設に附属する備品についてはこの限りでない。
- (2) 借用した備品を紛失または破損した場合には、弁償しなければならない。
- (3) 施設の使用できる時間は原則として9:00～17:00までとする。
- (4) 施設の使用にあたっては、火気を使用すること、喫煙・飲酒することは原則として許可しない。
- (5) 施設の使用にあたっては、備え付けの備品を許可なく持ち出し、または配置変更してはならない。
- (6) 施設の使用を終えた時は、速やかに係員に報告しなければならない。
- (7) 施設を破損または汚損した時は、使用責任者は弁償しなければならない。

第7条 規程第18条に以って放送を行う場合には本細則第4条の各項に該当する内容の放送は許可しない。

附則 この規程は、昭和52年7月15日から施行する。

附表

※()内提出期限

団体結成願……………団体規約、構成員名簿、責任者氏名、団体の名称と目的、活動計画、(クラブ・同好会の場合)(1週間前迄)

団体解散届……………解散の理由、責任者氏名、学外団体加盟の有無(解散後1週間以内)

規約変更願……………変更規約、変更前後の名称、変更の理由、変更後の責任者氏名(1週間前迄)

団体加盟許可願……………学外団体規約、加盟の目的、加盟員名簿、責任者氏名、学外団体責任者、学外団体の名称、(1週間前迄) 顧問の承認

学外団体行事参加願……………参加者名簿、行事名、参加場所、活動計画、現地責任者、残留責任者、緊急時の連絡方法、(1週間前迄) クラブ・同好会にあっては顧問教職員の意見書

掲示許可願……………掲示物の写し，責任者氏名，希望掲示期間（前日迄）

学内外集会許可願……………集会の目的，名称，場所と日時，参加者氏名，参加責任者氏名，残留責任者氏名，緊急
の場合の（学内3日前迄） 連絡方法，講演会の場合に講師名と職業（学外1週間前迄）

印刷物発行配布願……………印刷物原稿，責任者氏名，配布対象者，発行部数，場所（前日迄）

施設・物品借用願……………使用目的，使用日時，使用施設名，責任者氏名，団体名，人員，使用場所，光熱設備使
用の有無（3日前迄）

16. 大乘殿利用心得

(使用手続)

- 1 大乘殿を利用する際には、「大乘殿使用許可願」を使用3日前までに代表者の学生証を添えて学生課へ提出し許可を受けなければならない。

(使用時間)

- 2 使用時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9時から16時30分まで

土曜日 9時から13時まで

ただし、次の場合には、「休日・時間外施設使用許可願」を使用する3日前までに学生課に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 前項にあげる以外の時間に使用する場合（時間外延長を含む）
- (2) 日曜日・祝日及び休業期間中に利用する場合

(遵守事項)

- 3 使用者は、使用にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用時間を守ること
- (2) 目的外の用途に使用しないこと
- (3) 館内では火気の使用または、喫煙をしないこと
- (4) 飲食の持込はしないこと
- (5) 土足及び外履での入館はしないこと
- (6) 掲示その他これに類することはしないこと
- (7) 使用後はただちに原状に復するとともに清掃を行い、火気、水道栓の点検及び消灯、戸締りを厳重に励行すること

(使用許可の取消・使用の停止及び禁止)

- 4 次の各号に該当する場合には、使用許可の取消し、使用の停止または禁止することがある。

- (1) 使用願に虚偽の記載をしたとき
- (2) 遵守事項を守らず、使用させることは適当でないと認めた場合

(使用者の責任)

- 5 使用者は、故意または過失により建物・施設・器具等を損傷または滅失したときは、その損害についての弁済責任を負うものとする。

17. 部室使用細則

(目的)

第1条 この細則は、部室の適切な利用を規定することを目的とする。

(貸与)

第2条 部室は、公認されている部のみ、その使用を許可するものとする。

第3条 部室の使用は、部本来の活動のために限る。

第4条 部室の使用を希望する部は、毎年3月31日までに所定の使用願を学生課に提出しなければならない。

第5条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続を希望する場合は改めて使用願を提出しなければならない。

2 継続使用願を提出しない時は、次年度の使用を認めない。

(返還)

第6条 部の解散、その他により使用目的が消滅した時は、速やかに学生課に届け出て返還しなければならない。

2 規定に違反した場合は、その室の使用を取り消すことがある。

(使用心得)

第7条 部室の使用を許可された部は、次のことを守らなければならない。

- (1) 入口に部名及び火元責任者名を表示すること。
- (2) 清潔・整頓・火災予防（特に煙草）・節電・節水に万全をすること。
- (3) 部室内においての飲酒をしないこと。
- (4) 部室の使用時間は、9時から20時までとし、この時間を超える時は、学生課に願出て許可を受けること。
- (5) 休業日の部室使用は、前日までに使用願を学生課に提出して許可を受けること。ただし、使用時間は9時から20時までとする。
- (6) 休業日の部活動を行う時は、登学・退出の際人員等を守衛所に届け出ること。
- (7) 他の部及び近隣住民の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること。
- (8) 室内の提示、その他これに類するものは部に直接関係あるものに限る。
- (9) 一室を数部で使用する場合、互いに協調し合うこと。

(禁止事項)

第8条 部室の使用を許可された部は、次のことをしてはならない。

- (1) 部室内での暖房器具の使用
- (2) 学外団体の本部支部または事務所の設置
- (3) 部員以外の者の使用。
- (4) 室内の施設・設備等無許可の移動・改廃・新設

(留意事項)

第9条 各部室の鍵は、各部責任をもって厳重に管理すること。

第10条 部室を使用しない時は必ず鍵をかけ盗難等にあわぬよう心掛けること。

第11条 事故防止に各自心掛け、万一事故のあった時は、速やかに学生課に届け出て指示を受けること。

第12条 部室の施設・設備等を汚損したり滅失または破損したりした時は、学生課に届け出て、その指示を受けること。

第13条 管理の必要上、教職員により検査または指示を拒否してはならない。

附則 この細則は、昭和52年9月29日から施行する。

18. 休学者の在籍料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第47条及び埼玉工業大学大学院学則第64条に基づき、休学者の在籍料について定める。

(休学者の在籍料)

第2条 休学者の在籍料は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の在籍料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 在籍料は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附則 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学人間社会学部休学者学費免除に関する細則（平成14年4月1日）、埼玉工業大学大学院休学者学費免除に関する細則（平成10年4月1日）及び埼玉工業大学大学院休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）は廃止する。

3 この細則は、学部および大学院の休学者に適用する。

19. 埼玉工業大学学費納付細則

(目的)

第1条 第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第46条にもとづき、学則に定めるもののほか、学費納付に関する取り扱いについて定める。

(学費)

第2条 学費とは、授業料、実験実習費、施設設備費、卒業研究費をいう。

2 学費の納付額は、本細則別表1に定める年額とする。ただし、授業料、実験実習費、施設設備費の年額を前期額及び後期額に2分割することができる。

(納付期限)

第3条 学費の納付は、次に掲げる期限までに納付しなければならない。

- | | | |
|---|------------|------------------------|
| 一 | 年額一括納付の期限 | 4月30日 |
| 二 | 年2回分割納付の期限 | 前期額 4月30日
後期額 9月30日 |

2 入学を許可された者の入学金及び初年度の学費の納付期限は、前項の規定にかかわらず、入学手続要項に定めた期日までとする。

(学費の返還)

第4条 既納の学費は、返還しない。ただし、学費を納付した在学生で、前期又は後期の初日の前日（その日が休日の場合はその翌日）までに退学（学則第42条）を願い出たとき、又は除籍（学則第54条4項）となったときには、在籍しない学期の学費を返還する。

(納付方法)

第5条 学費の納付方法は、指定の振込用紙による銀行振込とする。

(学費の延納)

第6条 保証人は、特別な理由により延納を希望するときは、第3条の納付期限までに、願い出て許可を得なければならない。延納期間は、前期、後期の納付期限から起算して3か月以内とする。

(卒業延期者の学費)

第7条 単位未修得のため卒業を延期された者で、9月に卒業を認められたときは、後期額の納付を要しない。

2 10月入学者については、9月を3月、後期額を前期額にそれぞれ読み替えるものとする。

(学費の免除)

第8条 4年を超えて在学し、卒業研究又は実験実習科目の単位をすでに修得した者については、卒業研究費又は実験実習費を免除する。

第9条 この細則の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

附則1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 埼玉工業大学工学部学費納付細則（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

3 旧細則適用者は、別表1に掲げる年額から既納の額を差し引いた額を納付するものとする。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

附則 1 この細則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の平成 28 年 4 月 1 日改定の附則により、なお従前の細則適用とされた入学者に関する定めについては、この細則の施行後もなお従前の例による。

附則 この細則（別表 1 情報システム学科に係る学費明細表（平成 31 年度以降入学者）の追加）は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

工学部 機械工学科・生命環境化学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
2年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
3年次	授業料	660,000	660,000	1,320,000
4年次	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成28年度以降入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
2年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
3年次	授業料	425,000	425,000	1,320,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
4年次	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

工学部 情報システム学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
2年次	授業料	645,000	645,000	1,290,000
3年次	授業料	660,000	660,000	1,320,000
4年次	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成28年度から平成30年度入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
2年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
3年次	授業料	425,000	425,000	1,320,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
4年次	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成31年度以降入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
2年次	授業料	410,000	410,000	1,340,000
	実験実習費	100,000	100,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
3年次	授業料	425,000	425,000	1,370,000
	実験実習費	100,000	100,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
4年次	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは、半期当たり50,000円とする。

人間社会学部 情報社会学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	570,000	570,000	1,140,000
2年次	授業料	570,000	570,000	1,140,000
3年次	授業料	585,000	585,000	1,170,000
4年次以降	授業料	585,000	585,000	1,170,000

学費明細表(平成28年度以降入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
2年次	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
3年次	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	
4年次以降	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	

人間社会学部 心理学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	570,000	570,000	1,140,000
2年次	授業料	595,000	595,000	1,190,000
3年次	授業料	610,000	610,000	1,220,000
4年次	授業料	610,000	610,000	1,220,000

学費明細表(平成28年度以降入学者)

(単位:円)

	費 目	前期額	後期額	年 額
1年次	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
2年次	授業料	360,000	360,000	1,040,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	
3年次	授業料	375,000	375,000	1,070,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	
4年次	授業料	375,000	375,000	1,070,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	

20. 学校法人智香寺学園特別奨学金制度規程

(目的)

第1条 学校法人智香寺学園特別奨学金制度は、埼玉工業大学（以下「本学」と称する）学部学生で学業・人物ともに優秀なものに奨学金を授与し、これを奨励することを目的とする。

(資格)

第2条 本奨学金の授与を受ける者は、在学前年次までの成績が優秀かつ健全な学生と認められたものでなければならない。

2 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者、埼玉工業大学奨学生を含む。）は、この規程で定める奨学生の対象とならない。

(審査及び決定時期)

第3条 本奨学生の審査は、常務理事会で行い、毎年度始めに決定する。

(選考方法)

第4条 本奨学金候補者の選考は、各学科において行い、学科長が推薦するものとする。

2 毎年度4月末日現在の普通進級者数に応じて、本奨学生の推薦人数を常務理事会で定める。

3 前項にかかわらず平成17年度、18年度に入学した学生の奨学生候補者推薦人数は、毎年度各学科5名とする。

(奨学金推薦手続)

第5条 本奨学生を推薦しようとするときは、年度始めに所定の推薦書に次の書類を添えて、学長宛提出しなければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) その他必要な書類

(授与金額)

第6条 本奨学金の授与する金額は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生一人 10万円

(決定通知)

第7条 本奨学生の採用を決定したときは、推薦のあった各学科長を通じて本人に通知するものとする。

(奨学金の支給)

第8条 本奨学金の支給は、5月に一括して行うものとする。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。

附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、「入学者に対する特待生制度」が整備されるまでの間、3年次生及び4年次生に対して、平成11年度から同規程を準用する。この場合において、同条中「1年次」を「在学前年次」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成19年度入学生より適用する。

21. 外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第63条に基づき入学を志願する外国人（以下「外国人留学生」という。）に関して、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 外国人留学生として出願し得る者は、次のいずれかの資格を備えている者でなければならない。ただし日本で高等学校3年間の教育を受けた者、在留資格の「定住者」は出願することはできない。

一 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者または修了見込みの者、及び国際バカロレア資格、アビトゥア資格またはバカロレア資格（フランス共和国）の保有者で18歳に達した者、またはこれらと同等以上の学力があると認められた者

二 出入国管理及び難民認定法第2条の2の第2項別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を得て入国した者、または取得見込みの者

2 日本語能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備っていると認められる者

(入学時期)

第3条 外国人留学生の入学時期は学年の初めとする。

(入学学年)

第4条 入学を許可する学年は原則として1年次のみとする。

(選考)

第5条 入学の選考は学力・履歴・人物及び健康について行う。

2 日本語能力に関しては、筆記・口述その他適当な方法により審査する。

(出願書類)

第6条 外国人留学生として志願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

一 入学願書（本学所定のもの）

二 履歴書（学歴は学校種別ごとに修学した期間を明示すること）

三 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書及び学業成績証明書

四 日本語能力証明書

五 健康診断書

六 住民票または旅券の写し

七 日本入国後の身元保証人の氏名・年齢・職業・住所等を記載した書類

2 前項各号の書類は日本語を使用するかもしれない日本語訳を添付しなければならない。

3 第1項に規定する検定料及び六・七の提出については入国後でもよい。

(保証人)

第7条 外国人留学生は、入学に際し保証人を定めなければならない。

2 前項保証人は、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことができる者でなければならない。

(入学許可)

第8条 外国人留学生の入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(納付金)

第9条 入学を許可された者は、学則第44・46条により、入学金・授業料等納付金を納入しなければならない。

(外国入科目等履修生)

第10条 他大学に在学する外国人留学生は、研究上の必要に基づき、本学の科目等履修生となることができる。

2 この場合、本規程ならびに科目等履修生規程を準用する。

(外国人研究生)

第11条 学則第61条の規定に基づき本学の研究生を志願する外国人留学生に関しては、本規程ならびに研究生規程を準用する。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成2年10月19日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

22. 埼玉工業大学留学生支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学留学生支援センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、埼玉工業大学（以下「本学」という。）の全学共同利用組織として、
本学に在籍する外国人留学生に対し、必要な教育、指導助言等を行うとともに、生活支援及び学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国人留学生に対する日本語及び日本事情の教育に関すること。
- 二 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導・助言に関すること。
- 三 外国人留学生の在籍確認に関すること。
- 四 外国人留学生の在留期間更新手続きに関すること。
- 五 留学生交流の推進に関すること。
- 六 留学生教育の調査研究に関すること。
- 七 外国の大学等との学生交流の推進に関すること。
- 八 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 工学部、人間社会学部の各学科及び基礎教育センター工学部会から選出された教員各1名
- 三 その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の学生部長をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(運営)

第6条 センターの運営に当たっては、大学院並びに学部の学生委員会と緊密な連絡を図るものとする。

(委員会)

第7条 センター内にセンターの運営に関する重要事項を審議するため、留学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センター長
 - 二 センターを構成する教員
 - 三 教学部部長又は次長及び学生課長
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務等)

第9条 センターに関する事務は、教学部学生課において処理し、在籍確認、在留期間更新手続き及び修学変更等の詳細については別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、センター運営委員会の議を経て、協議会が決定する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

23. 埼玉工業大学奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学の入学試験において、試験成績が優秀と認められる者及び入学後においても、学業成績が優秀と認められる者の、授業料等を免除するために必要な事項を定める。

(適用)

第2条 奨学生の対象となる入学試験は、次のとおりとする。

- 一 奨学生入試
- 二 一般入試A日程
- 三 センター利用A試験

第3条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- 一 A奨学生 授業料・実験実習費・施設設備費の全額免除
- 二 B奨学生 授業料・実験実習費・施設設備費の半額免除
- 三 C奨学生 入学金相当額の返還

(対象者の決定)

第4条 各入学試験の結果において、総配点の7割以上(ただし、センター利用A試験については6割以上)の獲得を最低基準とし、かつ、各学科受験者数の30%を目途に

奨学生の対象者を決定するが、試験結果等により、弾力的な運用を行うことができる。

ただし、奨学生入試における入学時の奨学生は、入学試験要項の定めによる。

- 2 奨学生対象者の中から、目途として、A奨学生20%、B奨学生30%、その他をC奨学生に分類し適用する。
- 3 A奨学生及びB奨学生については、1年から3年次までの各学年終了時における学科内学業成績により審査し(以下「審査」という。)、下記基準に基づき翌年度以降の対象者を決定する。
 - 一 工学部・人間社会学部とも、各学科在籍者に対し、A奨学生 上位5%以内、B奨学生 上位10%以内を目途とする。

(適用条件)

第5条 A奨学生については、審査によりA奨学生の基準から外れ、B奨学生の基準を満たすこととなった場合には、B奨学生の適用を行う。

- 2 B奨学生については、審査によりB奨学生の基準を満たした場合のみ、B奨学生の適用を行う。
- 3 それぞれについて、B奨学生までの基準から外れた者は、翌年度以降奨学生の対象とならない。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、学長の推薦に基づき、常務理事会で決定する。

(通知)

第7条 選考の結果は、本人及び保護者に対して、書面で行う。

(運営事務)

第8条 この規程の運営事務は、入学手続きに関わるまでを法人本部入試課で行い、

入学後からの免除手続きは、教学部学生課が行う。

(その他)

第9条 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者を含む。）は、この規程で定める奨学金の対象とならない。

2 この規程により、C奨学生を除く奨学生の対象となった者は、学校法人智香寺学園特別奨学金の支給の対象とならない。

(雑則)

第10条 この規程の変更は、常務理事会の議に基づき、理事長が行う。

附則 この規程は、平成21年1月21日から改正施行し、平成21年度入学者から適用する。

この規程は、平成21年10月6日より施行する。

この規程は、平成27年4月14日より施行する。

24. 埼玉工業大学後援会奨学金制度規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学後援会（以下「後援会」という。）の趣旨に基づいて、埼玉工業大学（以下「本学」という。）学部学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

(資格)

第2条 埼玉工業大学後援会奨学金（以下「奨学金」という。）を授与することができる者は、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により学業の継続困難と認められる者でなければならない。ただし、日本学生支援機構以外の団体から奨学金を受けている者を除く。

(授与金額)

第3条 奨学生への授与金額は、一人当たり年額10万円とする。

2 奨学金は返済の必要がない。

(期間)

第4条 奨学金を支給する期間は1年とする。

(手続)

第5条 奨学金の授与を希望する者は、所定の奨学金申請書に次の書類を添えて本学学生課へ提出しなければならない。

- 一 学業成績証明書
- 二 健康診断書
- 三 学費支弁者の所得証明書

2 申請は、毎年1回年度初めとする。

3 継続して奨学金の授与を希望する者は、改めて申請の手続を行わなければならない。

(選定)

第6条 奨学金を授与される者の選定は、日本学生支援機構奨学生推薦基準をもとに、本学学生委員会において行う。

(授与の時期)

第7条 奨学金は、10月に授与する。

(返還)

第8条 後援会は、奨学金を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、奨学金を返還させることがある。

- 一 休学又は退学したとき。
- 二 学業成績又は性行が不良となったとき。
- 三 懲戒処分を受けたとき。
- 四 その他奨学金を授与することが適当でないと認められたとき。

(運用)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金について必要な事項は、後援会役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月5日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

25. 埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学生の学業継続を支援することを目的とし、無利子で貸付金を交付する。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、卒業見込の本学学生で、本人及び学費支弁者の経済状態から判断して学業の継続困難で、学費等を納入することが困難と認められ者とする。

(貸付金の額)

第3条 貸付金の額は、原則として当該年度の各期に納入すべき学費等納入金（以下「学費という。」）の二分の一に相当する額とする。

(貸付人数)

第4条 貸付を受ける者の数は、毎年度、若干名とする。

(貸付申込の時期と手続)

第5条 貸付の申込を希望する者は、所定の申込書とともに次の書類を添付して学生課に提出しなければならない。

- (1) 学業成績証明書
- (2) 学費支弁者の所得証明書
- (3) その他必要と認めた書類

2 申込は、毎年前期、後期2回とする。

(貸付の決定)

第6条 貸付の決定は、学生委員会が選考し、後援会長は副会長と協議のうえ、遂行し、事後次の役員会で報告する。

2 前項の決定の結果は、貸付金の申込をした者及び連帯保証人に通知する。

(返還)

第7条 返還は、貸付を受けた者が、学生課と打ち合わせた返還計画にしたがって、原則として卒業後5年以内に完了するものとする。

2 貸付を受けた者が、本学学則第53条（懲戒）もしくは第54条（除籍）の適用を受けたときは、貸付金の全額を返還しなければならない。但し、死亡の場合は、返還を免除する。

3 貸付を受けた者が、正当の事由なく、返還を遅滞したときは、本会は、未済の貸付金の全額を求めることができる。

4 貸付金の返還の細則については、別に定めるものとする。

(返還猶予)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として一年を限度として、返還期限を猶予することができる。

- (1) 貸付を受けた者が、災害や病気などで、著しく返還困難な状態に陥った場合
- (2) その他、後援会長が返還猶予を相当と認めた場合

(返還猶予の決定及びその通知)

第9条 返還猶予の願いが提出されたときは、その可否を後援会長が決定する。

2 前項の決定の結果は、貸付を受けた者及び連帯保証人に通知する。

附則 この規程は、平成6年4月5日に施行する。

附則 この規程は、平成12年4月1日に施行する。

26. 埼玉工業大学学部生の学会発表にかかる旅費の取扱要項

- 1 本学学部生が担当教員の了解を得て学会発表する場合は、それに要する旅費について、学部教育研究経費からの支出を認める。
- 2 旅費は、学部生 1 名につき年間 4 万円を限度額として打切る。
日当は支給しない。宿泊費は 1 泊につき 8,000 円以内とする。
- 3 学部生の学会発表にかかる旅費を申請するときは、事前に、担当教員を通じ学長の承認を得る。
申請手続きを行う際には、当該学会からの案内状等を添付する。
- 4 旅費は、帰着後 1 週間以内に報告書とともに請求手続きを行うものとする。
- 5 学部生にかかる旅費申請事務については、教務課が担当する。
- 6 教育・研究振興協力寄付金又は受託研究の予算から、学部生の学会発表にかかる旅費を支出する場合もこれらに準ずる。
ただし、当該寄付金または受託研究において制限がある場合はこの限りではない。

附 則 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

27. 埼玉工業大学学生相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学生相談室（以下「学生相談室」という。）の運営に関して必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 学生相談室は、就学上種々の問題や悩みのある学生、保護者等の個別相談に応じ、カウンセリング等の心理的支援を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 学生相談室は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生相談室長
- 二 学生相談員

(学生相談室長)

第4条 学生相談室長は、学生相談室の運営を掌理する。

2 学生相談室長は、本学教員の中から学長が任命する。

(学生相談員)

第5条 学生相談員には、臨床心理士等の有資格者の教職員を充てる。

(業務)

第6条 学生相談室は次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 種々の悩みや問題のある学生個々に対するカウンセリング等の実施
- 二 保護者等、学生の関係者からの相談への対応
- 三 特定の学生の支援にかかわる教職員のコンサルテーション
- 四 学内学生支援部署との学生に関する情報共有と支援のための行動連携
- 五 学生への心身の健康管理のための教育・啓発活動
- 六 学生相談室を周知するための広報活動
- 七 上記各号の業務に必要な資料の収集及び保存
- 八 学生相談の専門性向上のための研究活動、研修会参加
- 九 学生委員会における年間利用者数・相談内容の内訳等の報告
- 十 その他学生相談に必要な業務

(秘密保持)

第7条 学生相談員は、相談業務において相手方から知り得た事柄については、秘密保持に努めなければならない。

(秘密保持の例外)

第8条 第7条の規定にかかわらず、学生相談室長は、学生に自傷・他害などの重大な事態のおそれがあると判断したときは、すみやかに学生部長、関係部署及び学生の関係者に連絡し、大学として重大な事態を防ぐための適切な措置をとらなければならない。

(他部署・外部機関との情報共有と行動連携)

第 9 条 学生相談員は、学生の支援のために、学内の各学生支援部署、教職員、あるいは学外の関係機関の協力を得る必要があると判断した場合は、学生本人の同意又は了承を

得た上で、各学生支援部署等との学生に関する情報共有や行動連携を行う。

(会議の実施)

第 10 条 学生相談室長は、学生相談室の円滑な運営を図るための学生相談室運営会議と、学生相談活動充実のための事例検討会議を適宜開催することができる。

2 学生相談室長は必要に応じて、学生相談室運営会議と事例検討会議に、学生相談員以外の教育職員、事務職員の出席を求めることができる。

(規程の変更)

第 11 条 この規程の変更は、学生相談室運営会議の議に基づいて協議会が決定する。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

28. 埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第4条の規定に基づき、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室（以下「ハラスメント相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ハラスメント相談室は、埼玉工業大学の学生（外国人留学生を含む。以下「学生」という。）が当事者となり、本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）との間におけるハラスメントに関する相談に応じ、助言を行うこと及びハラスメントの防止を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において学生に対する「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上、又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

本人が意識する、しないにかかわらず、職務上の地位又は権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して相手に対して行う業務の適正な範囲を超えた就労上の不適切な言動

(4) 前3号に類する人権を侵害する不適切な言動

(業務)

第4条 ハラスメント相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定するハラスメントに関する相談

(2) 前号に関わる処理手続きに関する相談

(3) 相談のあったハラスメント解決のための各部局等への連絡・調整

(組織)

第5条 ハラスメント相談室に、次の各号に規定する職員を置く。

(1) 相談室長

(2) 相談員

(相談室長等)

第6条 第5条の職員について、次の各号に規定する。

- (1) 相談室長は、学長が任命する。
- (2) 相談室長は、ハラスメント相談室の業務を掌握する。
- (3) 相談室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 相談員は、臨床心理士等の有資格者とし、学長が任命する。
- (5) 任期途中で第4条各号の職員が辞任を申し出たときまたは欠員となったとき、その後任者の任期は当該年度の年度末までとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談員は、相談窓口の業務を担当する。
- (2) 相談員は、相談者からの相談又は苦情などに対応し、問題解決のために協力し援助を行う。
- (3) 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- (4) 相談者からの相談に応じた相談員は、相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、相談室長に報告する。
- (5) 相談員は、任務を遂行するために、定期的にハラスメント対策及びハラスメント相談対応に必要な学外の研修等を受けるものとする。

(学生ハラスメント相談室運営会議)

第8条 ハラスメント相談室に、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員
- (3) 学生部長
- (4) 学生課長
- (5) 学生相談室長
- (6) その他、学長が指名した者

3 委員長は相談室長をもって充てる。

4 委員長は、運営会議を招集し、会務を総括する。

5 委員は、学長が任命する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、その業務を処理する。

- (1) ハラスメント相談員が受けた相談の内容等に関する情報の把握と共有及び措置。
- (2) 学長への報告・指示のもと、埼玉工業大学ハラスメント防止対策委員会への上伸・連絡・調整。
- (3) 学生を対象としたハラスメントの防止に関する啓発活動。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスメ

ントに関して正当な対応をした本学構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第10条 前条に定める者は、職務上知り得た事項について、守秘義務を負う。

2 相談員は、当該相談に係る本学構成員、学生等関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(報告義務)

第11条 相談室長は、ハラスメント相談室の利用状況を学生委員会に年1回以上報告する。

(事務)

第12条 ハラスメント相談室に関する事務は、相談室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て協議会が決定する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。